

様式第5号(第6条関係)

高知市議会議長 様

平成 29 年 7 月 28 日

会 派 名 市民クラブ

代表者名 近 藤 強 印

第 1 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	0
第 1 四半期政務活動費	2,400,000
利 息	
合 計	2,400,000

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	500,181
研 修 費	364,286
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0
会 議 費	0
資 料 作 成 費	0
資 料 購 入 費	407,761
広 報 広 聴 費	0
人 件 費	0
事 務 諸 費	264,721
合 計	1,536,949

3 収支差引額 (繰越額)

金

863,051 円

2017年7月21日

高知市議会市民クラブ
 団長 近藤 強 様

会派名 市民クラブ
 氏名 近藤 強



第 / 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	0
第 四 半 期 政 務 活 動 費	250.000
利 息	0
合 計	250.000

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	104.342
研 修 費	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	
広 報 広 聴 費	
人 件 費	
事 務 諸 費	13.365
合 計	117.707

3 収支差引額 (繰越額)

金 132.293 円

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	4月1日(土) ~ 6月30日(金)	
	支出先	(株)明神石油	
目的・内容・結果等	調査に伴うガソリン代支出 $21.953 \times \frac{3}{8} = \text{¥}232$		
※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。			
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代	¥232
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		6	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。



領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2017/04/18(火)17:35
近藤 強 様
10-1783101-982768 1783 0000
売上 UNO現金 1
シナジーレギュラー
110100 1105
31.08L @134.0 L-5 N-14

小計 ¥4,165
(内消費税等 ¥309)
合計 ¥4,165
お預かり ¥10000 お釣 ¥5835
※上記にて領収書とさせていただきます

今回nanacoポイント 62P
(内ボーナスポイント 31P)
※上記ポイントは3日目以降に当SS
店内レジ、7-11各店等での残高確
認・チャージにより受取できます
※詳しくは当店スタッフまで
No.9280 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2017/04/18 釣銭伝票No.9712

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2017/05/10(水)11:29
近藤 強 様
10-1783101-982768 1783 0000
売上 UNO現金 1
シナジーレギュラー
110100 14689
34.99L @134.0 L-5 N-14

小計 ¥4,389
(内消費税等 ¥347)
合計 ¥4,689
お預かり ¥5000 お釣 ¥311
※上記にて領収書とさせていただきます

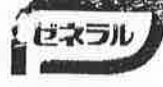
今回nanacoポイント 68P
(内ボーナスポイント 34P)
※上記ポイントは3日目以降に当SS
店内レジ、7-11各店等での残高確
認・チャージにより受取できます
※詳しくは当店スタッフまで
No.5999 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2017/05/10 釣銭伝票No.1856

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2017/05/16(火)14:20
近藤 強 様
10-1783101-982768 1783 0000
売上 UNO現金 1
シナジーレギュラー
110100 36649
27.23L @134.0 L-5 N-14

小計 ¥3,649
(内消費税等 ¥270)
合計 ¥3,649
お預かり ¥5000 お釣 ¥1351
※上記にて領収書とさせていただきます

今回nanacoポイント 54P
(内ボーナスポイント 27P)
※上記ポイントは3日目以降に当SS
店内レジ、7-11各店等での残高確
認・チャージにより受取できます
※詳しくは当店スタッフまで
No.7764 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2017/05/16 釣銭伝票No.2369



領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2017/05/26(金)12:15
近藤 強 様
10-1783101-982768 1783 0000
売上 UNO現金 1
シナジーレギュラー
110100 3055
22.80L @134.0 L-5 N-14

小計 ¥3,055
(内消費税等 ¥226)
合計 ¥3,055
お預かり ¥4000 お釣 ¥945
※上記にて領収書とさせていただきます

今回nanacoポイント 44P
(内ボーナスポイント 22P)
※上記ポイントは3日目以降に当SS
店内レジ、7-11各店等での残高確
認・チャージにより受取できます
※詳しくは当店スタッフまで
No.0572 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2017/05/26 釣銭伝票No.320

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2017/05/31(水)11:11
近藤 強 様
10-1783101-982768 1783 0000
売上 UNO現金 1
シナジーレギュラー
110100 25
18.88L @134.0 L-1 N-

小計 ¥2,530
(内消費税等 ¥187)
合計 ¥2,530
お預かり ¥3000 お釣 ¥470
※上記にて領収書とさせていただきます

今回nanacoポイント 36P
(内ボーナスポイント 18P)
※上記ポイントは3日目以降に当SS
店内レジ、7-11各店等での残高確
認・チャージにより受取できます
※詳しくは当店スタッフまで
No.2098 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2017/05/31 釣銭伝票No.3679

領収書

明神石油株式会社
北本町
高知市北本町3丁目10-36
TEL:088-882-9195
2017/06/19(月)13:13
近藤 強 様
10-1783101-982768 1783 0000
売上 UNO現金 1
シナジーレギュラー
110100 3865
28.84L @134.0 L-1 N-2

小計 ¥3,865
(内消費税等 ¥286)
合計 ¥3,865
お預かり ¥10000 お釣 ¥6135
※上記にて領収書とさせていただきます

今回nanacoポイント 56P
(内ボーナスポイント 28P)
※上記ポイントは3日目以降に当SS
店内レジ、7-11各店等での残高確
認・チャージにより受取できます
※詳しくは当店スタッフまで
No.7704 担当:0100 北本町ss
POS番号01
2017/06/19 釣銭伝票No.5422

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	4月19日(水) ~ 4月21日(金)	
	支出先	市民クラブ代表 北藤 強	
	目的・内容・結果等	行政視察研修費(八尾市・武雄市長崎市) ￥96,110. 行政視察報告は、岡崎(八尾市)、田鍋(武雄市) 深瀬(長崎市)各議員が行う、 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	視察研修費	96,110
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費		
		合計	
	領収証書及び支払証明書添付枚数 _____ 枚		
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

旅 費 明 細 書

月 日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃			船 賃	航空賃	車 賃		日 当	宿 泊 料		食卓料	計
					営業 換算	運賃	急 行料			計	定額		実費額	日 数		
4	19	高知駅前	伊丹空港 (12:27)	八尾市				0	(特割3) 13,200	1,340	1	1	13,300		30,840	
	20	新大阪駅前 (8:15)	長崎空港 (10:45)	武雄市				0	(特割3) 21,500	500	1	1	13,300		38,300	
	21	長崎 (13:20)	高知駅前 (18:55)		157.2	3,070	1,900	4,970	(先特割) 19,000		1	1			26,970	
			()												0	
			()												0	
			()												0	
			()												0	
支 度 料																
旅行雑費					157.2	3,070	1,900	4,970	0	53,700	0	1,840	2	26,600	0	(支給額) 円
															、 96,110	

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。

※ 高知～高知龍馬空港間は空港連絡バス往復利用。

※ 4/19伊丹空港～八尾市, 4/20八尾市～新大阪駅, 長崎空港～武雄市, 4/21武雄市～長崎駅間についてはレンタカー利用。

行政視察日程 (案)

行先	日程	市民クラブ
大阪府八尾市・佐賀県武雄市・長崎県長崎市	4月19日(水)～21日(金)	
4/19 (水)	<p>ANA1606 ⇒ 高知空港 11:25 ⇒ 伊丹空港 12:10 ⇒ 八尾市役所 地下食堂 13:30 昼食 ⇒ 八尾市役所 14:00 ⇒ 新大阪フジシヤホテル 15:30</p> <p>レンタカー ⇒</p>	<p>視察先: 八尾市役所 八尾市本町1丁目1-1</p> <p>担当: 八尾市議会事務局 トヨタさん (072-924-3885)</p> <p>項目: 議会改革について</p>
4/20 (木)	<p>空港連絡バス ⇒ 新大阪 8:15 ⇒ 伊丹空港 8:40 ⇒ 長崎空港 10:40 ⇒ 長崎市役所 (1F会議室) 13:30 昼食 ⇒ 武雄市役所 (1F会議室) 15:00 ⇒ 武雄センチュリーホテル</p> <p>ANA781 ⇒</p> <p>レンタカー ⇒</p>	<p>視察先: 武雄市役所 1F会議室 武雄市武雄町大字昭和1-1</p> <p>担当: 武雄市議会事務局 マンオさん (0954-23-9411)</p> <p>項目: 有害鳥獣対策について</p>
4/21 (金)	<p>レンタカー ⇒ 武雄市 8:45 ⇒ 長崎市役所 10:00 ⇒ 長崎空港 14:35 ⇒ 伊丹空港 15:45 ⇒ 高知空港 18:40</p> <p>ANA784 ⇒</p> <p>ANA1615 ⇒</p> <p>レンタカー ⇒</p>	<p>視察先: 長崎市役所 長崎市桜町2-35</p> <p>担当: 長崎市議会事務局 ムラカミさん (095-829-1200)</p> <p>項目: 国際観光客誘致プロジェクトについて</p>

規則様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名：市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	4月1日(土) ~ 6月30日(金)	
	支出先	(株)NTTファイナンス	
	目的・内容・結果等	携帯電話代 $(4.109 + 3.735 + 3.734) \times \frac{3}{8} = 4.341$ インターネット代 $(5.736 + 6.156 + 6.156) \times \frac{1}{2} = 9.024$ ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費		
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報広聴費		
	人件費		
	事務諸費	携帯電話・インターネット代	13.365
		合計	13.365
領収証書及び支払証明書添付枚数		3	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

近藤 強 様

郵便区内特別



0022830#
017042203017651421



00216682

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2017年 4月13日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター

お問合せ先 0120-800-0000/ドコモ
【速付先】
〒760 高松市錦町2-4-8
-0020 ドコモ錦町ビル
社用コード 811-EFE-J-07-23F-001039-60(26)
00002



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

お 客 様 電 話 番 号 (PHONE NUMBER) お 客 様 番 号 (CUSTOMER NUMBER)	請 求 年 月 (MONTH OF ISSUE)	振 替 金 額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振 替 日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2017年 4月ご請求分	23,716円	2017年 5月 1日(月)

お 知 せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 23,716円
(合計) 23,716円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報
金融機関名: [REDACTED]
口座番号: [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 17,560円
[REDACTED] 6,156円

前月ご請求金額	12,593円 (税込)
カネホーダイプラン (2017年 3月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ

dポイントのポイント数、有効期限、ご利用方法など、詳しくは「dポイントクラブサイト」にてご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。ご了承ください。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替口座が「口座」・「口座」の組合は、翌月振替口座に振替させていただきます。

お客様電話番号
PHONE NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2017年4月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】				
◇基本使用料 (計)	6,380	6,380	基本使用料	合算
◇通話料・通信料 (計)	27	27	Xi・SMS通信料	合算
◇パケット定額料等 (計)	3,900	13,500	光シェアパック定額料	合算
		-1,000	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合算
		-3,400	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合算
		-5,200	ドコモ光回線ご負担額	合算
		0	パック定額通信料	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	8,974	1,400	付加機能使用料等	合算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合算
		3,330	電報料	個別
		324	SDモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内税
		50	請求書発行手数料	合算
		-3,132	月々サポート適用額	内税
		2	ユニバーサルサービス料	合算
		2,000	修理代金	個別
		5,000	お客様ご負担金	合算
◇端末等代金分割支払金	2,669	2,669	端末等代金分割支払金	非対象等
◇消費税等相当額 (計)	1,766	1,766	消費税等相当額 (合計)	
		(1,340)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	
		(426)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	
◇合計	23,716	23,716	合計 (2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>				
◆ [REDACTED]			ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料 (計)	1,180	2,700	カケホーダイプラン (スマホ/タブ)	合算
		-1,520	シニアはじめてスマホ割	合算
◇通話料・通信料 (計)	27	27	Xi・SMS通信料	合算
			3月ご利用分	
◇パケット定額料等 (計)	3,900	13,500	光シェアパック10	合算
		(9,500)	(内訳) シェアパック10 (小容量) 定額料	
		(5,200)	(内訳) ドコモ光基本使用料 (戸建)	
		(-1,200)	(内訳) 割引料	
		-5,200	ドコモ光回線ご負担額	合算
		-1,000	ずっとドコモ割	合算
		-3,400	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合算
			シェアパック分割請求対象額 (シェアグループ合計) 7,800円/2回線	
			※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	

NTTドコモからのお知らせ

- 各種お申込み・手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- 弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号 PHONE NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	2017年 4月ご請求分
-------------------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号)

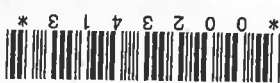
内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇その他ご利用料金等 (計)	8,474	当回線におけるシェアバック分割請求ご負担額 3,900円 (参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計) 当月通信量は4.3GBです。 (参考) 当月ご利用データ量 当月通信量は0.2GBです。	合算 合算
	300	付加機能使用料 (spモード/メール等含む)	合算
	200	あんしんネットセキュリティ利用料	合算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんバック割引 (あんしんネット・補償・遠隔サポ)	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	△3,330	電報料 (115)	個別
	324	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内税
	50	請求書発行手数料	合算
	-3,132	月々サポート適用額	内税
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合算
	△2,000	修理代金 (X1)	個別
	△5,000	お客様ご負担金 (ケータイ補償お届け)	合算
◇端末等代金分割支払金	2,669	端末等代金分割支払金	非対象等
		14回目のご請求です。(全24回)	
◇消費税等相当額 (計)	1,310	ご請求は2018年2月請求迄で、分割支払金残額は26,690円です。	
	1,310	消費税等相当額 (合計)	
	(884)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	合算表示の料金合計×8%
	(△426)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分)	個別表示の1件毎の金額×8%
◇合計	17,560	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で 21年2か月となりました。	
		○カケホーダイプランのご契約期間は3月末で 1年4か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ	
		今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 30です。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 3,159円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		現在のステージは、 シルバーステージです。	
		(ポイント対象金額1000円につき10pt)	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2017年3月31日現在)	
		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料 (計)	5,200	戸建・タイプA/西	合算
	0	(参考) plala利用	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	500	光リモートサポート利用料	合算
◇消費税等相当額 (計)	456	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	6,156	合計 インターネット代	
		<NTTドコモからのお知らせ>	

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

近藤 強 様

郵便区内特別



0023413#
017052203023421703



NTTファイナンス

00217589

8T1EFE

〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2017年 5月16日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社

料金センター

お問合せ先 0120-800-000 / ドコモ

【選付先】

〒760 高松市錦町2-4-8

-0020 ドコモ錦町ビル

社用コード 8T1-EFE-J07-23F-001120-60(26)

00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

お 客 様 電 話 番 号 (PHONE NUMBER)	お 客 様 番 号 (CUSTOMER NUMBER)	請 求 年 月 (MONTH OF ISSUE)	振 替 金 額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振 替 日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	[REDACTED]	2017年 5月ご請求分	12,560円	2017年 5月 31日 (水)

(1 / 3 ページ)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***
NTTドコモ分ご請求額 12,560円
(合計) 12,560円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***
振替口座情報 [REDACTED]

【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話采配毎のご利用金額 (税込) ***
[REDACTED] 6,404円
[REDACTED] 6,156円

前月ご請求金額	23,716円 (税込)
カケホーダイプラン (2017年 4月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ

dポイントのポイント数、有効期限、ご利用方法など、詳しくは「dポイントクラブサイト」にてご確認ください。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。ご了承ください。
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。
なお、振替日が+曜・日曜・祭日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2017年 5月ご請求分
-------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】			詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。
◇基本使用料 (計)	6,380	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計)	27	X i・SMS通信料	合 算
◇パケット定額料等 (計)	3,900	光シェアパック定額料	合 算
	-1,000	パケット定額料 (シェアずっとドコモ割)	合 算
	-3,400	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算
	-5,200	ドコモ光回線ご負担額	合 算
	0	パック定額通信料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	-1,356	付加機能使用料等	合 算
	0	ドコモWi-Fi利用料	合 算
	324	s pモード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内 税
	50	請求書発行手数料	合 算
	-3,132	月々サポート適用額	内 税
	2	ユニバーサルサービス料	合 算
◇端末等代金分割支払金	2,669	端末等代金分割支払金	非対象等
◇消費税等相当額 (計)	940	消費税等相当額 (合計)	
◇合計	12,560	合計 (2回線請求分)	
<電話番号毎の請求内訳>			
◆ [REDACTED] ご利用期間 (4/1~4/30)			
◇基本使用料 (計)	1,180	2,700	合 算
		-1,520	合 算
◇通話料・通信料 (計)	27	27	合 算
◇パケット定額料等 (計)	3,900	13,500	合 算
	(9,500)	(内訳) シェアパック10 (小容量) 定額料	
	(5,200)	(内訳) ドコモ光基本使用料 (戸建)	[REDACTED] 基本使用料
	(-1,200)	(内訳) 割引料	
	-5,200	ドコモ光回線ご負担額	[REDACTED] ご請求分
	-1,000	ずっとドコモ割	合 算
	-3,400	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合 算
		シェアパック分割請求対象額 (シェアグループ合計) 7,800円/2回線	
		※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	
	0	当回線におけるシェアパック分割請求ご負担額 3,900円	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計) 当月通信量は3.1GBです。	合 算
		(参考) 当月ご利用データ量 当月通信量は0.3GBです。	
◇その他ご利用料金等 (計)	-1,856	300	合 算
		付加機能使用料 (s pモード/メール等含む)	

NTTドコモからのお知らせ

ユニバーサルサービス料について

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2017年 5月ご請求分
-------------------------	------------	------------------------	--------------

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		200	あんしんネットセキュリティ利用料	合算
		380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合算
		400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
		-380	あんしんバック割引 (あんしんネット・補償・遠隔サポ)	合算
		300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合算
		-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
		324	spモード決済 (料金回収代行/継続課金分) 5月請求分	内税
		50	請求書発行手数料 5月請求分	合算
		-3,132	月々サポート適用額 本回線は15回目の適用 (全24回)	内税
		2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合算
◇端末等代金分割支払金	2,669	△ 2,669	端末等代金分割支払金 15回目のご請求です。(全24回) ご請求は2018年2月請求迄で、分割支払金残額は 24,021円です。	非対象等
◇消費税等相当額 (計)	484	484	消費税等相当額 (合計) 電報代並の為 合算表示の料金合計×8%	
◇合計	6,404	3,735 6,404	携帯電報代 合計	
<NTTドコモからのお知らせ>				
○継続利用期間は、4月末で 21年3か月となりました。				
○カケホーダイプランのご契約期間は4月末で 1年5か月となりました。				
○ポイントのお知らせ				
今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 30です。				
(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 3,159円です。)				
※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。				
○ステージのお知らせ				
現在のステージは、 シルバーステージです。				
(ポイント対象金額1000円につき10pt)				
○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2017年4月30日現在)				
[REDACTED]				
ご利用期間 (4/1~4/30)				
◇基本使用料 (計)	5,200	5,200	戸建・タイプA/西 ポイントは翌月の進呈になります。	合算
		0	(参考) plala利用	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	500	500	光リモートサポート利用料	合算
◇消費税等相当額 (計)	456	456	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇合計	6,156	6,156	合計 インターネット代	
<NTTドコモからのお知らせ>				
○継続利用期間は、4月末で 1年2か月となりました。				
○ドコモ光/戸建のご契約期間は4月末で 1年2か月となりました。				

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

780-0062
高知市新本町2丁目17-16

近藤 強 様

郵便区内特別



0024469#
017062203017977256



NTTファイナンス

00218893

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70
8T1EFE

発行年月日 2017年 6月14日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0120-800-0000/ドコモ
【選付先】
〒760 高松市錦町2-4-8
-0020 ドコモ錦町ビル
社用コード 8T1EFE-J-07-23F-001145-60 (26)
(000000) 00002

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

お客様電話番号 (PHONE NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2017年 6月ご請求分	17,762円	2017年 6月 30日 (金)

(1/4ページ)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 *** 17,762円
NTTドコモ分ご請求額 *** 17,762円
(合計)
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***
振替口座情報



【NTTドコモからのお知らせ】

*** 電話番号毎のご利用金額 (税込) ***
12,026円
5,736円



*** ドコモからのお知らせ ***

お知らせは次ページに続きます。

前月ご請求金額	12,560円 (税込)
カケホーダイプラン (2017年 5月末現在)	電話番号毎のご請求内訳をご確認ください。

ポイントのお知らせ

2017年6月1日より、ドコモのケータイ料金のお支払いについて、1ポイント単位でdポイントをご利用いただけるようになりました！詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。

※口座振替をご利用のおおかげで、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。if the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]	請求年月 MONTH OF ISSUE	2017年 6月ご請求分
-------------------------	------------	------------------------	--------------

お知らせ

ユニバーサルサービス制度の番号単価の改定に伴い、2017年7月ご利用分からユニバーサルサービス料を1電話番号当たり月額2円(税抜)から3円(税抜)に改定致します。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

*** 光リモートサポートのリニューアルについて ***
5月8日から「光リモートサポート」は「ネットトータルサポート」にリニューアルし、ご契約を自動移行させていただきました(月額使用料は変更ありません)。

ご請求内訳

(お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
【合計請求額の請求内訳】				
◇基本使用料(計)	6,380	6,380	基本使用料	合算
◇通話料・通信料(計)	27	27	Xi・SMS通信料	合算
◇パケット定額料等(計)	3,900	13,500	光シェアパック定額料	合算
		-1,000	パケット定額料(シェアずっとドコモ割)	合算
		-3,400	シェアパック分割請求子回線ご負担額	合算
		-5,200	ドコモ光回線ご負担額	合算
		0	パック定額通信料	合算
◇その他ご利用料金等(計)	3,462	1,358	付加機能使用料等	合算
		0	ドコモWi-Fi利用料	合算
		4,860	電報料	個別
		324	SDモード決済(料金回収代行/継続課金分)	内税
		50	請求書発行手数料	合算
		-3,132	月々サポート適用額	内税
		2	ユニバーサルサービス料	合算
◇端末等代金分割支払金	2,669	2,669	端末等代金分割支払金	非対象等
◇消費税等相当額(計)	1,324	1,324	消費税等相当額(合計)	
		(936)	(内訳) 消費税等相当額(合算分)	
		(388)	(内訳) 消費税等相当額(個別分)	
◇合計	17,762	17,762	合計	(2回線請求分)
7,845 携帯代				
<電話番号毎の請求内訳>				
◇基本使用料(計)	1,180	2,700	ご利用期間(5/1~5/31)	
		-1,520	カケホーダイプラン(スマホ/タブ)	合算
			シニアはじめてスマホ割	合算
◇通話料・通信料(計)	27	27	Xi・SMS通信料	5月ご利用分
◇パケット定額料等(計)	3,900	13,500	光シェアパック10	合算
		(9,500)	(内訳) シェアパック10(小容量)定額料	
		(5,200)	(内訳) ドコモ光基本使用料(戸建)	
		(-1,200)	(内訳) 割引料	

NTTドコモからのお知らせ

●各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
●弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

お客様電話番号
PHONE NUMBER

請求年月
MONTH OF ISSUE

2017年 6月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号 [redacted])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	-5,200	ドコモ光回線ご負担額	合算
	-1,000	ずっとドコモ割	合算
	-3,400	シェアバック分割請求子回線ご負担額	合算
		シェアバック分割請求対象額 (シェアグループ合計) 7,800円/2回線	
		※シェアグループ子回線のシェアオプション定額料含む	
		当回線におけるシェアバック分割請求ご負担額 3,900円	
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計) 当月通信量は3.5GBです。	合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 当月通信量は0.2GBです。	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	3,350		
	300	付加機能使用料 (SPモード/メール等含む)	合算
	200	あんしんネットセキュリティ利用料	合算
	380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	387	ネットトータルサポート利用料 [日割] 5/8~5/31	合算
	-87	あんしんバック割引 [日割] 5/1~5/7	合算
	-334	あんしんバックプラス割引 [日割] 5/8~5/31	合算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (SPモード)	合算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合算
	△4,860	電報料 (115) 5月ご利用分	個別
		通話毎に消費税相当額を算出。	
	324	SPモード決済 (料金回収代行/継続課金分) 6月請求分	内税
	50	請求書発行手数料 6月請求分	合算
	-3,132	月々サポート適用額 本回線は16回目の適用 (全24回)	内税
	2	ユニバーサルサービス料/基本 1番号あたり2円のご請求となります	合算
◇端末等代金分割支払金	2,669		
	△2,669	端末等代金分割支払金 16回目のご請求です。(全24回)	非対象等
		ご請求は2018年2月請求迄で、分割支払金残額は21,352円です。	
◇消費税等相当額 (計)	900		
	(512)	消費税等相当額 (合計)	
	(△ 388)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分) 合算表示の料金合計×8%	
		(内訳) 消費税等相当額 (個別分) 個別表示の1件毎の金額×8%	
◇合計	12,026	携帯代計 合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、5月末で 21年4か月となりました。	
		○かけホーダイプランのご契約期間は5月末で 1年6か月となりました。	
		○ポイントのお知らせ	
		今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、 30です。	
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 3,505円です。)	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		現在のステージは、 シルバーステージです。	
		(ポイント対象金額1000円につき10pt)	
		○個別にご請求のファミリー割引グループ電話番号。 (2017年5月31日現在)	
		[redacted]	
		ご利用期間 (5/1~5/31)	
◇基本使用料 (計)	5,200		
	5,200	戸建・タイプA/西	合算
	0	(参考) plala利用	合算
◇その他ご利用料金等 (計)	112		
	112	光リモートサポート利用料 [日割] 5/1~5/7	合算
◇消費税等相当額 (計)	424		
	424	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	

平成29年 7月14日

高知市議会 市民クラブ
 団長 近藤 強 様

会派名 市民クラブ
 議員名 岡崎 豊



第1 四半期政務活動費収支報告書

高知市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

1 収 入

項 目	金 額 (円)
前 期 繰 越 額	0
第1 四半期政務活動費	250,000
利 息	0
合 計	250,000

2 支 出

項 目	金 額 (円)
調 査 研 究 費	23,461
研 修 費	104,080
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	
会 議 費	
資 料 作 成 費	
資 料 購 入 費	98,455
広 報 広 聴 費	
人 件 費	
事 務 諸 費	49,864
合 計	275,860

3 収支差引額 (繰越額)

金

-25,860 円

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	4月 6日(木) ~ 4月 18日(火)	
	支出先	モリミツ石油株式会社	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (6,499円×3/8の金額)	2,437円 ¹
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
	合 計		
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>2</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

毎度ありがとうございます

★スタンプサービス実施中!★
毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

2017年04月06日(木)09:17
給油 010000

加付 中根クラブ様 9515-6 1
6-895218-10002-000
4-現金固定

*レター
N08 24,85L/リ 0131.00 ¥3,255
(内ガソリン税 053.80 ¥1,337)

小計 ¥3,255

合計 ¥3,255
(内消費税等 ¥241)
お預り ¥4,000
お釣り ¥745

商品欄 *内税商品 #非課税商品
モリミツ石油株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2017/04/06 7740 No:3244
SC:8952186-1

毎度ありがとうございます

★スタンプサービス実施中!★
毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

2017年04月18日(火)18:29
給油 010000

加付 中根クラブ様 9515-6 1
6-895218-10002-000
4-現金固定

*レター
N11 24,76L/リ 0131.00 ¥3,244
(内ガソリン税 053.80 ¥1,332)

小計 ¥3,244

合計 ¥3,244
(内消費税等 ¥240)
お預り ¥4,000
お釣り ¥756

商品欄 *内税商品 #非課税商品
モリミツ石油株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2017/04/18 9299 No:5097
SC:8952186-1

6.699 x 3/8 = 2.637

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	5月 9日(火) ~ 5月 30日(火)	
	支出先	モリミツ石油株式会社	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (7,189円×3/8の金額)	2,695円
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
	合 計		
領収証書及び支払証明書添付枚数 <u>2</u> 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

毎度ありがとうございます

☆★スタンプサービス実施中!★☆

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

2017年05月09日(火)14:04

給油 010000

44) 市民クラブ 様

6-895218-10002-000 9515-6 1

4-現金固定

*レシート
N08 26,421/リ 0131,00 ¥3,461
(内ガソリン税 053,80 ¥1,421)

小 計 ¥3,461

合計 < ¥3,461
(内消費税等 ¥256)
お預り ¥4,000
お釣り ¥539

商品欄 *内税商品 非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL. (088)844-1339

2017/05/09 1707 No:7943
SC:8952186-1

毎度ありがとうございます

☆★スタンプサービス実施中!★☆

毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

2017年05月30日(火)08:54

給油 010000

44) 市民クラブ 様

6-895218-10002-000 9515-6 1

4-現金固定

*レシート
N08 28,681/リ 0130,00 ¥3,728
(内ガソリン税 053,80 ¥1,543)

小 計 ¥3,728

合計 ¥3,728
(内消費税等 ¥276)
お預り ¥4,000
お釣り ¥272

商品欄 *内税商品 非課税商品

モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL. (088)844-1339

2017/05/30 3927 No:0597
SC:8952186-1

7,189 x 3/8 = 2,694.375

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月 日	6月 20日(火) ~ 月 日()	
	支出先	モリミツ石油株式会社	
	目的・内容・結果等	市役所内外における政務調査活動を行った。 ※ 行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。	
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	ガソリン代 (3,758円×3/8の金額)	1,409円
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
	合 計		
領収証書及び支払証明書添付枚数 1 枚			
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

毎度ありがとうございます

☆☆スタンプサービス実施中!☆☆
毎週火・木曜日スタンプ2倍day

領収書

給油 2017年06月20日(火)08:44
010000

加代 市民777様
6-895218-10002-000 9515-6 1
4-現金固定

※計丁
N11 28,69L/7 ¥3,758
(内消費税 ¥131.00
内消費税 ¥53.80 ¥1,544)

小計 ¥3,758

合計 ¥3,758-
(内消費税等 ¥278)
お預り ¥4,000
お釣り ¥242

商品欄 *内税商品 #非課税商品
モリミツ石油 株式会社 朝倉給油所
TEL (088)844-1339

2017/06/20 6407 No:3535
SC:8952186-1

3758 + 3 = 1409 -

様式第7号(第6条関係)

活動内容報告書兼
政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

活動内容等	期間又は月日	4月 19日(水) ~ 月 日()	
	支出先	岡崎 豊	
目的・内容・結果等	平成29年4月19日(水) 14:00~16:00 大阪府八尾市役所 大阪府八尾市本町1丁目1番1号 八尾市議会事務局 参事 岡本 由美子氏、次長 田口 琢也氏 課長 今川 宏彦氏、係長 松崎 浩幸氏・山本 尚氏 議会改革と予算・決算特別委員会等の取り組みについて (1) 設置経緯 (2) 規模及び構成 (3) 審査の進め方 (4) 取り扱う議案 (5) 予算・決算常任委員会を設置したことによるメリット、デメリット等について ※行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。		
支出金額等	項目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金額(円)
	調査研究費	旅費等	16,920円
	研修費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	広報公聴費		
	人件費		
	事務諸費		
			合計
領収証書及び支払証明書添付枚数		1	枚
備考			

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

旅 費 明 細 書

月 日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃			航空賃	船 賃	車 賃		日 当	宿 泊 料		食卓料	計
					営業 換算	運賃	急 行料			計	定額		実費額	日 数		
4 19	高知駅前 (10:30)		伊丹空港 (12:27)	八尾市			0				720	1	3,000	1		16,920
			()													0
			()													0
			()													0
			()													0
			()													0
支 度 料				円	合 計											
旅行雑費				円			#REF!	0	0	0	0	720	1	3,000	1	16,920
															(支給額) 円	

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。
 ※ 高知～高知龍馬空港間は空港連絡バス利用。
 ※ 4/19伊丹空港～八尾市についてはレンタカー利用。
 ※ 4/19八尾市からは私用のため旅費支給せず。

行政視察報告書

報告者氏名(視察代表者) 岡崎 豊



1 視察者氏名

岡崎 豊	近藤 強	田 鋸 剛	深瀬 松彦
長尾 和明			

2 視察期間 平成29年 4月 19日 ~ 平成 年 月 日

3 視察先, 視察事項, 選定理由, 視察結果等

視 察 日 視 察 先	視 察 事 項 及 び 選 定 理 由	視 察 結 果 (参考となった事項, 考察)
4月19日(水) 14:00~16:00 八尾市議会事務局 大阪府八尾市本町 1丁目1番1号	八尾市議会事務局 参事岡本由美子氏、 次長 田口 琢也氏 課長 今川 宏彦氏 係長 松崎 浩幸氏 山本 尚氏 (調査項目) 議会改革と予算・決算特別委員会等の取り組みについて (1) 設置経緯 (2) 規模及び構成 (3) 審査の進め方 (4) 取り扱う議案 (5) 予算・決算常任委員会を設置したことによるメリット、デメリット等について	現在、高知市議会で行っている「予算・決算特別委員会」のあり方について、左記の内容で調査のため視察を行なった。 予算決算特別委員会は、予算と決算をより専門性を発揮して審査するため、平成26年12月に設置。 運営については、議長を除く全議員による分科会方式で審査を行う。また、会議規則を改正し、「理事会」を設置。 各常任委員会と各分科会を同じ委員で構成し、一般議案と予算・決算に関する議案を平行して審議する。 本会議において、一般議案と予算・決算議案の採決を行なっている。 議案等の説明者や出席者等を精査し、説明内容や機会等が重複しないよう配慮し、円滑な議事運営ができるよう配慮している。

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

※ 主要な関係資料の写しを添付してください。

視察に係る旅費交通費の内訳は、別紙のとおり。

議 会 要 覧

平成 2 9 年 度 版

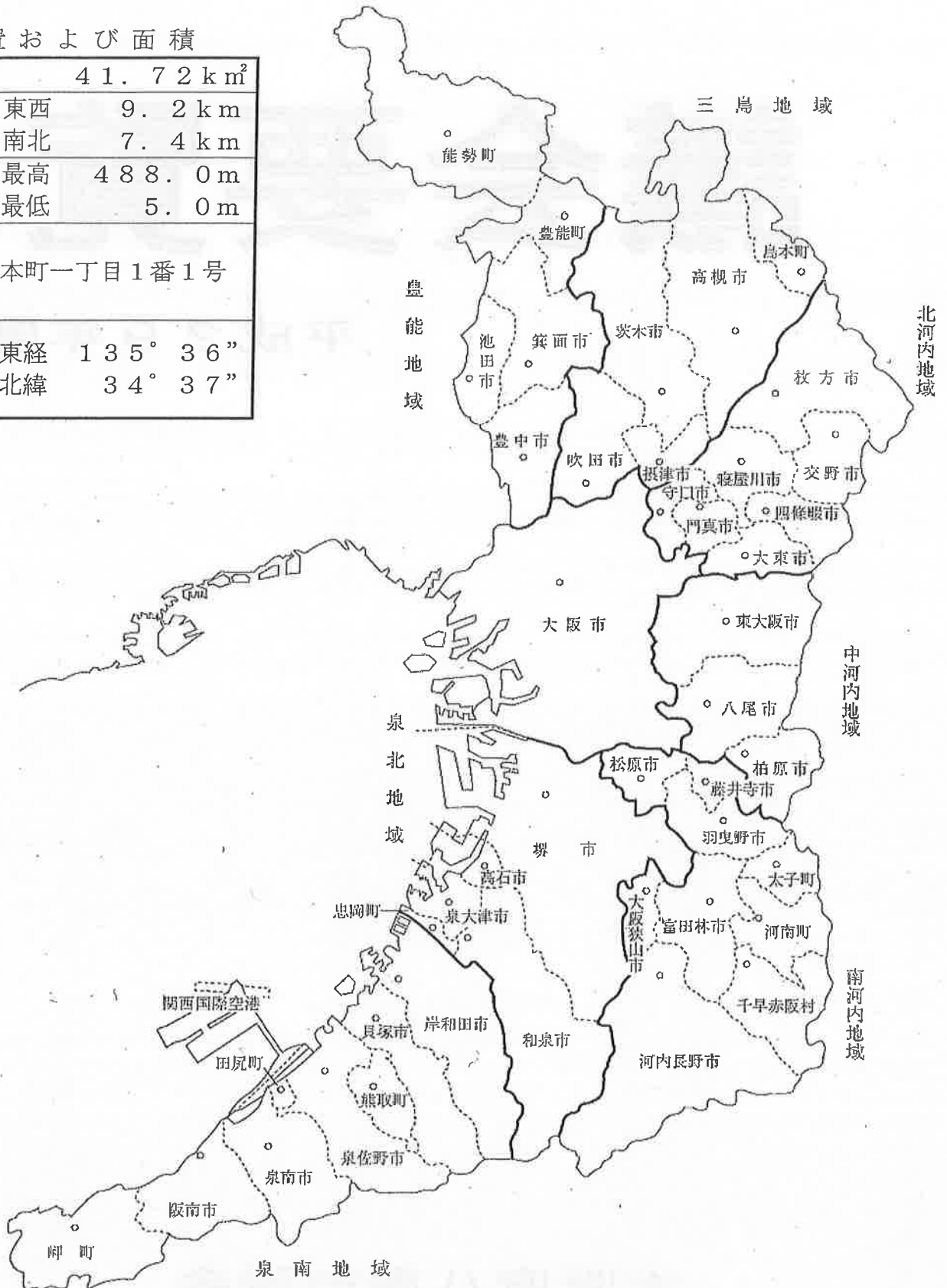
大 阪 府 八 尾 市 議 会

八尾市の概要

1. 八尾市の位置

位置および面積

面積	41.72 km ²	
広ぼう	東西	9.2 km
	南北	7.4 km
海拔	最高	488.0 m
	最低	5.0 m
市役所の位置	所在地	本町一丁目1番1号
	経緯度	東経 135° 36" 北緯 34° 37"



2. 地 勢

本市は、大阪府の中央部の東寄りに位置し、西は大阪市に、北は東大阪市に、南は大和川を境として松原、藤井寺両市と東南部の柏原市に、東は信貴生駒山脈を境にして奈良県と隣接し、市の中心位置（市役所本庁）は、東経135度36分、北緯34度37分にある。

3. 歴 史

市内には史跡が多く、高安山麓には縄文時代の石器片や土器片、弥生時代の恩智遺跡や銅鐸の出土があり、古墳時代の遺跡として国の史跡指定を受けている心合寺山古墳をはじめ、横穴式円墳など約250基の古墳群が存在している。

飛鳥、奈良時代に入り、本市域は、大阪、奈良を結ぶ中継地として栄え、聖徳太子ゆかりの勝軍寺をはじめ龍華寺などの大寺が建ち、本願寺蓮如上人の布教によって形成された八尾寺内町の発展は本市発展の大きな基礎となった。

また、市内の東弓削遺跡で、巨大な塔とみられる建物の基壇が見つかり、続日本記に記載のある由義寺の塔跡と断定され、これまで幻とされていた由義寺が実在し、高さ70メートル級の七重塔を伴う極めて格の高い国家寺院だった可能性があることが明らかになった。

近世に入り、旧大和川の付け替えによる舟運と新田開発、特に木綿栽培の適地として河内木綿の名は広く各地に知られ、東大阪随一の市街となった。

八尾の地名は「矢負い」の転化とも「八つ尾の鶯」の生息からともいわれている。

4. 現 況

明治維新とともに河内県、堺県を経て、明治14年大阪府に統合の後、同22年の町村制の施行により、11の村が村制を施行、同36年に八尾村が、昭和2年に龍華村が町制をしいた。

戦後の昭和23年には、八尾、龍華、久宝寺、大正、西郡の5ヵ町村が合併して市制を施行した。また、同30年に河内市福万寺、上之島地区と高安、南高安、曙川の各町村を、同32年に志紀町を合併、同39年には松原市北若林地区を編入した。この当時から同46年まで人口が年間1万人も増加する人口急増都市となったが、その後同53年頃から人口増加も次第に鈍化し、住宅と産業を併せ持つ大阪の近郊都市として発展しながら、今日に至っている。

5. 都市宣言等

- | | | | |
|-----|------------|--------|-------------|
| (1) | 世界連邦平和都市宣言 | (議決年月日 | 昭和33年3月17日) |
| (2) | 交通安全都市宣言 | (議決年月日 | 昭和37年3月30日) |
| (3) | 非核・平和都市宣言 | (議決年月日 | 昭和58年10月4日) |
| (4) | ゆとり宣言(決議) | (議決年月日 | 平成2年7月3日) |
| (5) | 環境宣言(決議) | (議決年月日 | 平成5年12月22日) |
| (6) | 健康都市宣言(決議) | (議決年月日 | 平成26年3月25日) |

6. 姉妹都市・友好都市

- | | | |
|-----|------|--|
| (1) | 姉妹都市 | アメリカ合衆国ワシントン州ベルビュー市
(昭和44年11月17日姉妹都市提携) |
| (2) | 友好都市 | 中華人民共和国上海市嘉定区
(昭和61年9月13日友好協力調印) |

7. 市勢 (平成29年4月1日現在)

- | | | |
|-----|---------|-----------------------|
| (1) | 人口 | 268,013人(外国人含む) |
| (2) | 世帯数 | 122,881世帯 |
| (3) | 市域面積 | 41.72 Km ² |
| (4) | 市職員条例定数 | 2,535人 |
| (5) | 産業別就業者数 | |

(平成22年国勢調査)

分類	就業者数	構成比
第1次産業	1,004人	0.9%
第2次産業	33,485人	29.1%
第3次産業	72,718人	63.1%
分類不能	7,916人	6.9%
合計	115,123人	100.0%

8. 財 政

(1) 当初予算

(単位：千円)

区分		年度	平成 2 9 年 度	平成 2 8 年 度
一 般 会 計			101,395,302	98,545,549
特 別 会 計	国民健康保険事業		38,569,680	39,438,219
	財 産 区		4,445	3,279
	介護保険事業		24,762,876	23,786,599
	後期高齢者医療事業		6,197,216	5,971,195
	土地取得事業		289,856	528,924
	小 計		69,824,073	69,728,216
企 業 会 計	病 院 事 業		15,389,063	14,266,079
	水 道 事 業		9,499,674	9,960,742
	公共下水道事業		19,185,223	20,120,611
	小 計		44,073,960	44,347,432
特別・企業会計の合計			113,898,033	114,075,648
総 合 計			215,293,335	212,621,197

(2) 市 税 (平成29年度)

(単位：千円・%)

区分		項目	予 算 額	構 成 比
市 税 総 額			37,541,000	100.0
普 通 税	市 民 税		15,769,400	42.0
	固 定 資 産 税		16,043,300	42.7
	軽 自 動 車 税		318,700	0.8
	市 た ば こ 税		2,032,300	5.4
目 的 税	都 市 計 画 税		3,356,400	9.0
	入 湯 税		20,900	0.0
市民一人当りの市税負担額			140,072円	

※概数のため合計等一致しない部分有り

(3) 財政構造

(単位：%)

区分		年度	27年度決算	26年度決算	25年度決算
財政力指数	単年度		0.75	0.74	0.74
	3年平均		0.74	0.73	0.73
経常収支比率			98.8 (107.6)	99.8 (109.4)	95.2 (105.5)
健全化 判断 指標	実質公債費比率		7.4	7.0	6.9
	将来負担比率		51.8	42.1	40.1

※ 経常収支比率の()内数値は、減収補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源から除いた場合の数値

議 会 概 要

1. 議員定数

- (1) 条 例 定 数 28人
(2) 条 例 適 用 平成23年一般選挙より適用

2. 議会の構成

(1) 会 派

(平成29年4月1日現在)

会 派 名	自由民主党	日本共産党	公明党	市民クラブ	大阪維新の会	合 計
所 属 人 数	8人	6人	6人	4人	3人	27人

※ その他、会派に所属しない議員1人

(2) 当選回数別人員

(平成29年4月1日現在)

当選回数 (回)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
人 数 (人)	6	5	5	2	3	1	2	1	0	1	1	0	1

(3) 平均年齢 (平成29年4月1日現在)

57.5歳

3. 議会費予算等

(1) 議会費予算 (平成29年度当初予算)

(単位:千円・%)

区分	項目	予 算 額	構 成 比
議 会 費 総 額		528,811	100.0
内 訳	報 酬	206,650	39.1
	給 料	58,598	11.1
	職 員 手 当 等	133,596	25.3
	共 済 費	81,734	15.5
	報 償 費	281	0.1
	旅 費	4,906	0.9
	交 際 費	450	0.1
	需 用 費	8,628	1.6
	役 務 費	383	0.1
	委 託 料	7,554	1.4
	使用料及び賃借料	929	0.2
	負担金補助及び交付金	25,102	4.7
一般会計に占める議会費の割合			0.52%
市民一人当たりの議会費			1,973円

※ 小数点第2位以下四捨五入、概数のため合計等一致しない部分有り

(2) 議員報酬等

区分	項目	単 位	額 (円)	適 用 年 月 日
報 酬	議 長	月額	700,000	平成7年7月1日
	副 議 長	月額	650,000	平成7年7月1日
	議 員	月額	610,000	平成7年7月1日
	市 長	月額	1,010,000	平成7年7月1日
	副 市 長	月額	870,000	平成7年7月1日
政 務 活 動 費		1人月額	70,000	平成13年4月1日
行 政 視 察		○ 常任委員会・特別委員会を合わせて		
		1人年額	100,000	平成28年4月1日
		○ 議会運営委員会 (委員および正副議長)		
		1人年額	40,000	平成18年4月1日
日 当	1日	3,000	昭和55年4月1日	
宿 泊 費	1夜	15,000	平成2年4月1日	

4. 議会運営

(1) 議会運営委員会・各派代表者会議

項目	区分	各派代表者会議	議会運営委員会
設置根拠		会議規則第156条第1項 各派代表者会議運営規程	委員会条例第4条
定数		各会派から選出した代表者の合算。代表者は、各会派から所属議員数を4で除した人数を選出する。	各派の選出方法に基づく数と同じ構成 (議会の議決が必要)
任期		定めていない	1年
選出方法		選出人数の割当てについては議運と同じ。 招集権者は議長。	<ul style="list-style-type: none"> 各会派から、所属議員数を4で除した人数(小数点以下四捨五入)。 委員長は議長または副議長所属会派から選出し、副委員長は互選とする。 議長は法105条により、副議長は会議規則109条により出席する。
協議事項		会派間の意見調整に関する事項、その他議会運営上必要と認める事項、議会の円滑な運営に資する事項	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項、議案・請願等の審査

(2) 議案の質疑

項目	区分	議案の質疑
形態		議案の内容や提案の理由等について疑問点や不明点をたずねること
時期		毎定例会 ※ただし、3月定例会及び改選年の6月定例会は「議案の質疑」及び「一般質問」を一括して行うことができる
発言者数		制限なし
発言回数		一括方式 : 3回まで 一問一答方式 : 無制限 ※いずれかを通告時に選択
発言時間		30分(答弁含まず)
発言通告		発言通告の議会運営委員会の前日の午後5時までに持参
通告方法		要旨を書面で提出

(3) 一般質問

議員が、その属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をただし、あるいは報告、説明を求め、又は疑問をただすこと。質問の対象、範囲は、地方公共団体が処理する事務で、例えば国が処理している事務や一部事務組合等で共同処理する事務に対して質問することは認められない。なお、「質疑」とは本質的に異なる。

項目	区分	代表質問	個人質問
形	態	各会派の代表者が「一般質問」及び「議案の質疑」を一括して行う	「一般質問」のみ行う ※ただし、3月定例会及び改選年の6月定例会は「一般質問」及び「議案の質疑」を一括して行うことができる
時	期	3月定例会（当初予算議会） ※ただし、改選年は、改選後の6月定例会で行う	毎定例会で行う
発言者数		各会派から1人	制限なし
発言回数		一括方式：3回まで 一問一答方式：無制限 ※いずれかを通告時に選択	一括方式：3回まで 一問一答方式：無制限 ※いずれかを通告時に選択
発言時間		50分（答弁含まず）	30分（答弁含まず）
発言順		大会派から （同数会派は隔年交互）	抽選
発言通告		発言通告の議会運営委員会の前日の午後5時までに持参	発言通告の議会運営委員会の前日の午後5時までに持参
通告方法		要旨を書面で提出	要旨を書面で提出

(4) 常任委員会

委員会名	定数	所管事項
総務	7人	危機管理課、政策企画部、総務部（契約検査課を除く）、財政部、人権文化ふれあい部、会計課、消防、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の各所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
建設産業	7人	総務部契約検査課、経済環境部、都市整備部、建築部※、水道局及び農業委員会の各所管に関する事項 ※教育委員会からその事務の一部について委任又は補助執行を受けている部分の所管は文教常任委員会の所管とする。
文教	7人	こども未来部及び教育委員会の各所管に関する事項
保健福祉	7人	地域福祉部、健康まちづくり部及び市立病院の各所管に関する事項
予算決算	27人 ※議長を除く 全議員	予算及び決算に関する事項

5. 議会の活動状況 (平成28年中)

区分	項目	開 会 日 数
本	会 議	17日
常 任	委 員 会	45日
委 員	協 議 会	23日
全 員	協 議 会	0日
議 会	運 営 委 員 会	18日
各 派	代 表 者 会 議	25日

6. 傍聴者数の推移

区分	年	28	27	26	25	24
本会議 (日)		17	18	19	17	18
傍聴者数 (人)		489	333	377	243	496
一日平均 (人)		28.8	18.5	19.8	14.3	27.5
常任委員会 (日)		45	52	24	31	33
傍聴者数 (人)		141	113	58人	91	55
一日平均 (人)		3.1	2.2	2.4	2.9	1.6

7. 本会議・委員会の公開

区 分	項 目	定 員	備 考
本	会 議	86人	定員を超えた場合は抽選。 議会ロビーのテレビ放映での傍聴も 可能。
常 任	・ 特 別 委 員 会	15人	

8. 議会刊行物

(1) 会議録

種 類	本会議会議録		委員会会議録		
発 行	年間4回		年間5回（平成28年度実績）		
部 数	1回・25部				
配付先	図書館、記者クラブ、会派控室、有功者控室、情報公開室等				
規 格	A4判 横書き 1行21字・43行・2段				
作 成	反訳と印刷・製本は委託（それぞれ別業者）				
平成 29 年度 予算	単 価	反 訳 ※	納期4日 16,500円		
		印刷製本	1頁あたり 12円		
	合 計	反 訳	1,373千円	反 訳	2,905千円
		印刷製本	616千円	印刷製本	972千円

※議会運営委員会については、納期10日 12,300円

(2) 市議会だより

創 刊	昭和33年5月20日
発 行 (予 定)	年間5回 発行月・頁数：3月定例会号…16頁、5月臨時会号…4頁 6・9月定例会号…12頁、12月定例会号…16頁
部 数	1回 105,500部
配 付 先	市内全世帯、市内企業（約40カ所）、議員、執行部等
規 格	A4判、縦書き、 表紙カラー・その他2色刷り 用紙：再生紙
印刷単価	1部：4頁…8,425円、12頁…11,250円、 16頁…12,735円、（平成29年度予算）
配付方法	印刷業者→宅配業者→自治振興委員→班長→全世帯 ※平成11年4月（3月定例会号）より市政だよりと合冊と なったため（編集は別に行い、製本時に合冊）配付について は市政だより担当課が委託契約を行っている。

(3) その他

種 類	発 行	配 付 先	発 行 部 数
やお市政概要	毎 年	議員 行政視察来訪者	200部
点字市議会だより	年5回	八尾視覚障がい者福祉協 会会員のうち希望者	1回 75部
声の市議会だより	年5回	八尾視覚障がい者福祉協 会会員のうち希望者	1回 50部

9. 市議会だより発行規程

(1) 議会だより編集委員会

副議長を委員長とし、各会派から1人ずつ、所属委員会を考慮して選出する。
任期は1年

(2) 発行手順 (例)

- 第1回編集委員会 (発言通告後)
全体のページ数、誌面構成の決定
- 第2回編集委員会 (最終本会議終了後)
詳細な誌面構成・掲載内容の決定
- 原稿・写真・レイアウトを事務局で作成 (1週間～10日)
- 第3回編集委員会
原稿・レイアウトのチェック
- 出稿 (第3回編集委員会後)
- 校正
3～4日後……………主に原稿の校正
1週間後 (出張校正) ……主に色の校正
- 発行 (定例会の翌月20日)

10. 議会図書室

(1) 蔵書数の推移

(各年度とも3月末現在)

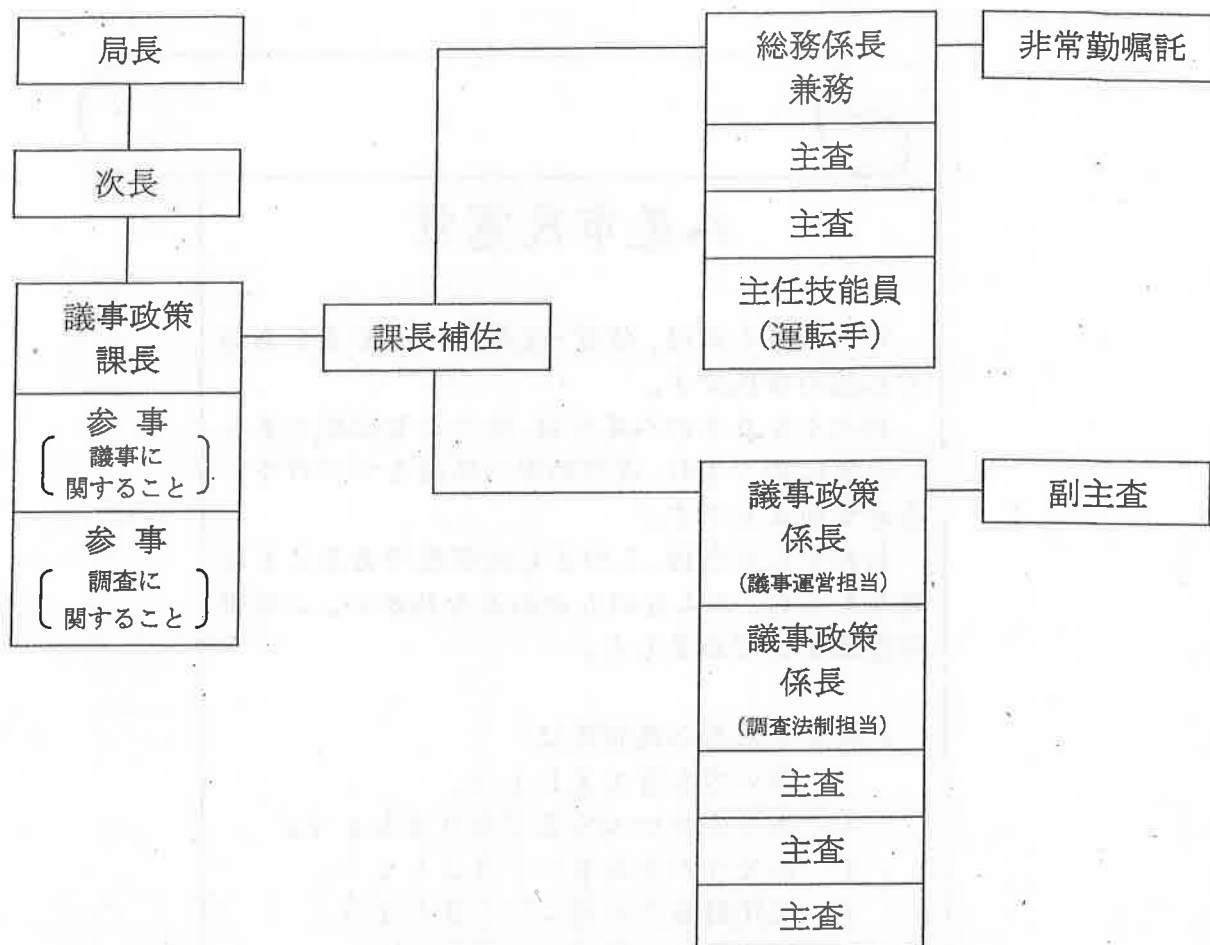
分類	内 容	28年度	27年度	26年度	25年度
A	法規、例規	157	157	156	155
B	判例、実例、先例	144	144	144	144
C	事務要覧、事務提要	58	58	58	58
D	法 解 釈	80	79	79	79
E	議 会 運 営	114	107	103	98
F	行政一般、白書	1032	1001	961	926
G	辞 典	61	61	61	61
H	年 鑑	45	45	45	45
I	歴 史	122	122	122	122
J	文 学、趣 味	12	12	12	12
K	地 図、旅 行 案 内	50	50	50	50
Z	そ の 他	202	202	202	202
合	計	2077	2038	1993	1952

(2) 雑誌類 (保管は主に5年)

地方自治・判例地方自治・自治体法務研究・日経グローバル・ガバナンス・
地方議会人・D-File・議員 NAVI

1 1. 市議会事務局

(1) 機構図



(2) 職員数

- ・ 条例定数 15人
- ・ 現員 15人
(内、女性4人、運転手1人)
- ※ その他、非常勤嘱託職員1人

八尾市民憲章

わたくしたちは、信貴・生駒のやまやまをおおぐ八尾の市民です。

わたくしたちの八尾市は、ゆたかな伝統と美しい自然にめぐまれ、近代都市へ発展をつづけている希望のまちです。

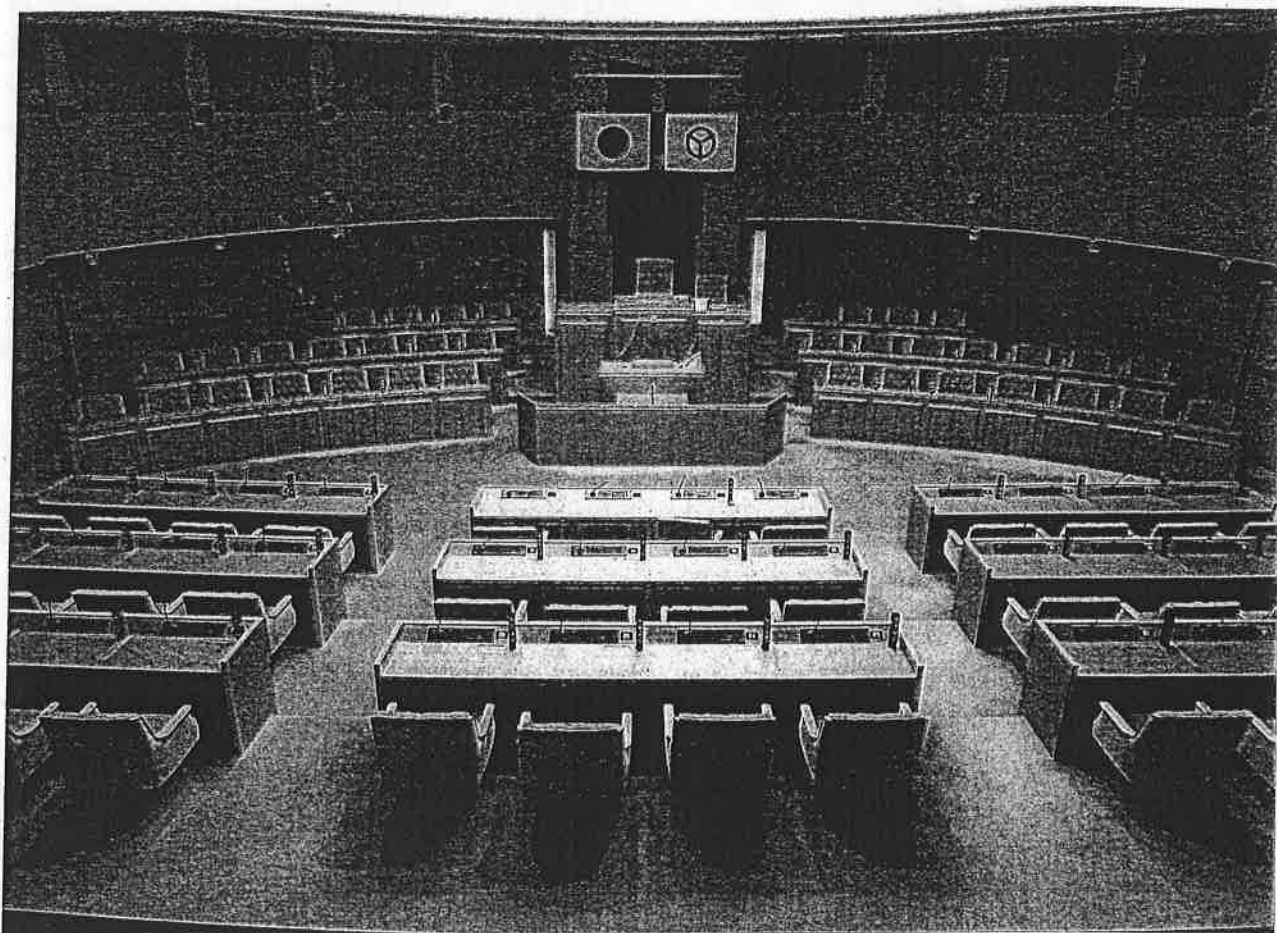
わたくしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、みんなのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめました。

わたくしたち八尾市民は

1. 若い力を育てましょう。
1. あたたかい心でまじわりましょう。
1. みどりのまちをつくりましょう。
1. 文化財をたいせつにしましょう。
1. 働くよろこびにいきましょう。

(昭和39年11月3日制定)

【 参 考 資 料 】
八尾市議会における取り組み



八尾市議会事務局

平成29年4月19日(水)

1 八尾市議会の概要

八尾市議会は現在、議会運営委員会、5つの常任委員会(総務・建設産業・文教・保健福祉・予算決算)を設置している。

予算決算常任委員会は、平成26年12月に第5番目の常任委員会として設置し、予算と決算をより専門性を発揮して審査することが期待されている。

平成23年4月までは、4つの特別委員会をほぼ常設状態で設置していた。平成23年5月以降、議会改革の一環として、常任委員会と特別委員会のそれぞれの役割を再確認し、「特別委員会の設置基準」を申し合わせるとともに、委員会制度改革の柱として、常任委員会の所管事務調査を一斉に開始した。

常任委員会の所管事務調査の充実・強化、住民との交流の手法の研究と導入や議会の情報発信のあり方などが課題となっている。

2 議会改革等について

Point { 常任委員会の強化
所管事務調査

(1) 議会改革について

(ア) 議会改革の検討体制について

- ・八尾市議会では、例年、各派代表者会議で各会派から提案された「議会運営に関する課題」を協議している。あわせて、議長からも「議長私案」として課題提示される場合がある。
- ・各派代表者会議の決定は全会派一致を原則としているため、方針決定後は速やかに実施できるというメリットがある。この反面、決定までに時間を要し、一会派でも反対した場合、改革は実現しないというデメリットもある。

(イ) 主な議会改革の具体例

・本会議関係

専門的知見の活用(※1)	平成19、24年度
一般質問での「一問一答」方式の導入	平成20年度～
本会議場に質問席を設置	平成23年6月～

・委員会関係

常任委員会の「所管事務調査」の開始	平成23年9月～
常任委員会・特別委員会に参考人招致(※2)	平成24年度
予算決算常任委員会の設置	平成26年12月

・その他

会派控室に公用ノートパソコンの設置	平成 20 年度決定
議員厚生会の公費負担の見直しについて決定	平成 21 年 11 月～
視察時等のグリーン車使用の自粛	平成 22 年 1 月決定
地方議会議員の位置づけの明確化を求める意見書の提出	平成 22 年 3 月
インターネットによる録画映像配信 <i>スマートフォン・タブレット端末</i>	平成 22 年 9 月～
「市議会だより」の誌面刷新(採決態度・個人名等の掲載)	平成 24 年 1 月～
大阪経済法科大学と地域連携に関する覚書の締結 <i>前年度</i> ・ 市民モニター制度 (試行実施・学生に傍聴依頼) ・ 市議会事務局職員と学生との交流会ならびにインターンシップ学生の受け入れ	平成 25 年 2 月～
ペーパーレス化の推進 ・ iPad を活用した議案書・予算書・決算書 (参考資料を含む) の電子化 ・ 会議録の減冊 ・ 過去の会議録のデジタル化とクラウドでのアーカイブ化	平成 24 年度決定 (iPad は平成 26 年 6 月定例会から導入) (会議録のデジタル化は平成 25 年度から <i>実施中</i>)
「八尾まめっこ議会 2013」開催	平成 25 年 5 月
議員研修会の開催(※ 3) <i>平成 24 年 2 月 1 日</i>	平成 25 年度～
「八尾河内音頭まつり議会」開催	平成 25、26 年度
八尾市議会における大規模自然災害発生時の対応要領策定	平成 26 年 2 月
八尾市議会災害対策会議の設置	
議場開放事業の実施	平成 26、28 年度
①「18 歳の選択『やお未来議会 2016』」開催 <i>市議会事務局</i>	平成 28 年 2 月
「防災・河内音頭まつり議会」開催	平成 28 年 9 月

- (※ 1) ○ 「政務調査費の収支報告書に領収書の添付を義務付けるよう、関係規定の調査及び具体的な使途基準についての調査を依頼」(公認会計士・緒方隆史氏、弁護士・重宗次郎氏、関西学院大学法科大学院教授・曾和俊文氏) …平成 19 年度
- 「本市が災害対策本部を設置した場合に市議会及びその補佐を行う市議会事務局の役割についての調査を依頼」(近畿大学法学部准教授・辻陽氏) …平成 24 年度 *常務委員事務局に委託*
- (※ 2) ・ 建設産業常任委員会と大規模自然災害発生時の議会の役割を調査する特別委員会に参考人を招聘…平成 24 年度
- (※ 3) ・ 「議会改革の現状について」(明治大学政治経済学部教授・牛山久仁彦氏) …平成 23 年度
 ・ 「地方議会の現状と課題・二代表制における議会監視機能について」(元全国都道府県議会議長会議事調査部長・野村稔氏) …平成 25 年度
 ・ 「子ども・子育て支援新制度の概要と本市の対応について」(市長部局) …平成 26 年度
 ・ 「市民の代弁者としてどう語るのか～いま期待される議員の対話力と発言力～」

200/21

(京都造形芸術大学教授・本間正人氏) …平成 27 年度

- ・「議会力強化を目指して～予算決算審査のポイントと課題～」(元廿日市市副市長・川本達志氏) …平成 28 年度
- ・「質問力の向上から議会力へ」(龍谷大学政策学部教授・土山希美枝氏) …平成 28 年度
- ・「議会の活性化と質問力の向上～質問・質疑の活用方法と議員としての発言とは～」(元全国市議会議長会参事・廣瀬和彦氏) …平成 28 年度

高橋

高橋

発言 内容 質 向上 向上

||
↓ 議会 活性化

口述 200

経
理

3 常任委員会の所管事務調査について

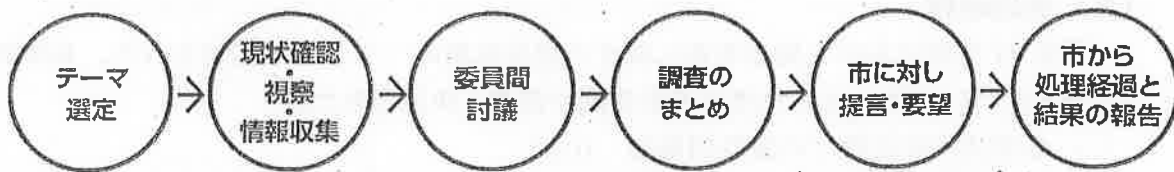
(1) 概要

市長部局に対する監視機能をさらに強化するとともに、専門性を発揮した政策の提案や提言を目的として開始。各常任委員会が所管する事務事業について、主体的にテーマを絞り、集中的に調査する取り組みである。

本事業については、早稲田大学マニフェスト研究所が主催する「マニフェストサミット 2016」において、全国の地方議会の先進事例として発表している。

(2) 調査の流れ

各常任委員会は年度ごとにテーマを絞った上で調査研究を行い、年度末に委員会としての調査結果報告を市長部局に提出する。これを受けて、市長部局には処理経過と結果の報告をしてもらうこととなっている。



(3) 委員会別・年度別の調査項目一覧

P.D.C.A. サイクルを踏まえて

委員会	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
総務	<ul style="list-style-type: none"> 校区まちづくり協議会について 中核市移行について 	<ul style="list-style-type: none"> 消防の現状と今後の取り組みについて 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進の取り組みについて 所管事務調査におけるこれまでの提言及び要望に対する執行部の取り組み状況について 	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心のまちをつくるための防犯の取り組みについて 公有地の有効活用について 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画改定の進捗状況について 密集市街地の防災対策について
建設 産業	<ul style="list-style-type: none"> 町の魅力づくりと活性化について 中核市移行について 	<ul style="list-style-type: none"> 商業施策について 空き家対策について 	<ul style="list-style-type: none"> 観光施策について 所管事務調査におけるこれまでの提言及び要望に対する執行部の取り組み状況について 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援施策について 魅力ある公園づくりについて 	<ul style="list-style-type: none"> 産業政策について - 工業分野における中小企業支援 - 入札制度について
文教	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児教育の現状と今後の取り組みについて 中核市移行について 	<ul style="list-style-type: none"> 基礎学力の向上策について 	<ul style="list-style-type: none"> 食育に基づく学校給食について 待機・保留児童の解消に向けた今後の取り組みについて 	<ul style="list-style-type: none"> 幼保一体化について 施設一体型小中学校について 学校の教育環境について 	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童の解消と幼保連携・一体化について 児童虐待対策について 子どもの安全対策について
保健 福祉	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業について 中核市移行について 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築に向けた介護予防事業について 	<ul style="list-style-type: none"> 所管事務調査におけるこれまでの提言及び要望に対する執行部の取り組み状況について 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の孤立死対策について 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の健康管理について

① 主体的な取り組みを促進させる
取り組み

前回の調査

4 八尾市議会と大阪経済法科大学との地域連携について

(1) 概要および経緯

「開かれた議会」に向けた取り組みの一環として、平成 25 年 2 月 14 日(木)に大阪経済法科大学八尾駅前キャンパスにおいて、市議会と大阪経済法科大学が地域連携に関する覚書を締結した。大阪府下では茨木市に次いで 2 番目の事例である。

知的資源を集積し研究を進める大学と市議会が連携することで、市議会の政策立案機能の強化・充実を図ること、学生に対しては実務経験の提供など、双方の発展と充実に寄与することを目的として、平成 24 年度の議長の議会改革案の具体策の一つとして、各派代表者会議で協議・決定されたものである。

(2) 実施過程

平成 24 年度における議会改革に関する議長私案の一つとして提案された。具体的な内容については、主に各派代表者会議で協議・決定された。

- ・ 各派代表者会議での議員間協議 10 回
- ・ 意見交換会での大学側との協議 1 回

(3) 地域連携に関する覚書の内容

- ・ 学術の中心として知的資源を集積する大学と、市民を代表して市政の意思決定を行う市議会が連携・協力関係を構築することにより、地域社会におけるさまざまな政策課題への適切な対処と、地域の発展に資すること。

(4) 成果

市議会が地域連携に関する覚書を締結するのにあわせて、市も大学と協定を締結。全国紙にも報道されるなど大きな注目を集めた。また、覚書に基づき、下記の事業を実施。

- ・ 平成 25 年 9 月 2 日：市議会において大学生を対象に職場体験会を実施。
- ・ 平成 25 年 12 月 11 日：大学生の議場見学を受け入れ。
- ・ 平成 25 年度～：毎年、約 2 週間、議会事務局において、大学生のインターンシップを受け入れ。

覚書に基づき大学教授等を招聘できるため、今後、議会運営上の課題を検討する際に、専門的知見を積極的に活用することが可能となった。

5 大規模自然災害発生時の対応要領の策定について

(1) 概要

平成26年2月18日に策定。大規模自然災害発生時の市議会や議員の対応を定めた。

(ア) 災害対策会議の設置

市長が災害対策本部を設置した際に、市議会が議決機関としての役割を果たすために、早急かつ的確な意思決定を行う体制を構築する。

(イ) 市の災害対策本部との連携

市と一体となって災害時の効果的な対応に努める。

(ウ) 議員の対応

議員が速やかに本会議等に応召できるよう、安否の報告を議員の役割とする。

(2) 経緯

(ア) 大規模自然災害発生時の議会の役割を調査する特別委員会の調査

平成24年6月～平成26年2月まで。

東日本大震災という未曾有の災害を教訓に、大規模自然災害発生時に市議会としていかに権能を発揮すべきかという課題が議長から提起された。これを受け、八尾市が災害対策本部を設置した場合の議会の危機管理体制の構築を付議事件として、平成24年6月定例会において特別委員会を設置。専門的知見の活用や、参考人招致等を行いながら、約2カ年にわたり調査を行った。

(イ) 各派代表者会議での決定

特別委員会の調査結果を受けて、市議会として「対応要領」を最終決定するとともに、八尾市議会災害対策会議を常設の会議体として会議規則に位置づけることや執行部が全職員対象に登録している「安否確認サービス」に市議会議員も登録することを決定した。

(3) 八尾市議会災害対策会議について

対応要領策定に伴い、「八尾市議会災害対策会議」を市議会の公的な会議体として位置づけるため、会議規則中の協議等の場として規定。(平成26年2月18日)

市議会が会議規則で常設の災害対策会議を設置するのは、近畿では初めての取り組み。

八尾市議会災害対策会議は、「議事機関」としての役割を重視した会議体であり、市長から提案された議案をすぐに議決する対応に焦点を当てた市議会としての対応に特化している。

(4) 市災害対策本部と市議会災害対策会議との関係性と位置づけ

市議会災害対策会議は、執行機関による円滑な災害対応を支援することを目的としており、市本部と市議会災害対策会議は互いに連携することとしている。

市本部への要請行動は、緊急の場合を除き、議員個人から行わず、市議会災対会議を通じて行うこととしている。（「対応要領」第1条、第5条）

（5）議長及び各議員の役割

議員は、議事機関の一員として、本会議・常任委員会等の招集にすみやかに応えるために、自らの安否や連絡先を市議会事務局に連絡することを第一に掲げている。

（「対応要領」第6条）

（6）市議会事務局の位置づけと役割

（ア）八尾市災害対策本部での市議会事務局の位置づけ

- ・従前の「八尾市地域防災計画」では、市議会事務局は、市災害対策本部において「総括部・電話対応班」として、電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に当たることとなっていた。
- ・平成24年6月の「大規模自然災害発生時の議会の役割を調査する特別委員会」の設置以降、執行部と協議・調整。平成25年3月改定の「八尾市地域防災計画」では、「市議会支援グループ」として「市議会の災害対策の支援に関すること」を業務とするよう位置づけられた。

（イ）市議会事務局（市議会支援班）の具体的な業務

- ・議員の安否確認（安否確認サービス等）により全議員の安否情報を収集し、継続的に所在把握すること。
- ・議長に執行部の対応を報告し、議会としての対応を調整すること。
- ・執行部が本部設置した場合の各派代表者会議の運営を補佐すること。
- ・市議会災害対策会議が設置された場合の運営を補佐すること。
- ・全議員に市の対応及び議会の対応を報告すること。
- ・各議員から被災状況等にかかる情報を収集すること。
- ・議会施設を点検し修理対応すること。
- ・市災害対策本部に市議会の対応状況や各議員から寄せられた情報を通知すること。

（八尾市災害対策本部『市議会支援班マニュアル』より）

（7）市議会の災害への取り組み

- ・普通救命講習会の実施（平成24、27年度）
- ・議場防災訓練の実施（平成25年度）
- ・市議会総合防災対策訓練の実施（平成26年度）
- ・傍聴者の安全対策：議場傍聴席に座布団を配備（平成26年度）
- ・後方支援対策の充実：アルファ化米・水等の備蓄物資の議会フロアへの配備（平成26年度）

6 タブレット端末の導入について

(1) 導入までの経過

- (ア) iPad等のタブレット端末の導入は、平成23年度から、議会改革の検討・協議の場（各派代表者会議）で一部会派から課題提起されていた。
- (イ) 平成24年度の議長が示した議会改革の4つの課題の一つに「ペーパーレス化の推進」があった。この具体策として、議案書・予算書・決算書等の電子化が課題設定された。
- (ウ) 議長から執行部に対して、議案書等の電子化の方策（USBメモリや電子データの提供等）について検討するよう依頼した。
- (エ) 執行部からiPadを活用した議会資料のペーパーレス化について提案があった。
- (オ) 平成24年度（平成25年3月）、執行部からの提案を受けて、事務局から具体的な収録内容やペーパーレス化の効果等も提示して、協議した結果、iPadの導入が全会派一致で決定された。ただし、紙冊子による議案等の配付も継続することとしている。
- (カ) 平成26年6月定例会から、会議資料閲覧用として、タブレット端末（iPad）を導入した。これに「本会議場・委員会室におけるiPadの使用基準」も策定した。

(2) 購入台数・配付先・経費

購入台数：合計100台

配付先：部長、総務担当所属長、市議会議員

合計で要した経費6,334,860円

(3) その他ペーパーレス化の取り組み

(ア) 過去の会議録の電子データ（PDF）化

経年劣化が進む市議会会議録原本の資料価値を将来にわたって保存するため実施。

平成25・26年度には、従来から会議録検索システムを委託している「株式会社フューチャーイン関西支店」に会議録デジタル化業務について委託し、昭和23年から平成5年までの本議会会議録をデジタル化し、会議録検索システムのサーバでデジタル化した会議録を閲覧・検索できるシステムを構築した。

平成27年度についても引き続き、平成6年度以降の会議録のデジタル化は完了した。

（事業年度）平成25～27年度 （事業予算）約357万円

7 予算決算常任委員会の設置について

(1) 予算決算常任委員会の概要

従来、予算審査については各所管の常任委員会に分割して付託、決算審査については限られた議員による決算審査特別委員会を設置していた。

だが従来の方法では、以下の課題があった。

- ・ 常任委員会として予算を審査している委員が決算について審査していない。決算についても各常任委員会ごとに審査するべき。
- ・ 現在行っている予算の「分割付託」についても、この際、法的な問題点を解消する必要がある。 *提案-指図、～ 裁入 議事録等*
- ・ 決算の意見を新年度予算編成に反映するためには、審査時期の前倒しが必要。

上記課題を解決するため、5番目の常任委員会として「予算決算常任委員会」を設置することとした。

(2) 予算決算常任委員会設置の経過

(ア) 平成25年度、各派代表者会議において議会運営に関する課題について協議が行われた中で、決算審査について上記課題について問題提起がなされ、予算決算常任委員会の設置に向けて検討が行われる。

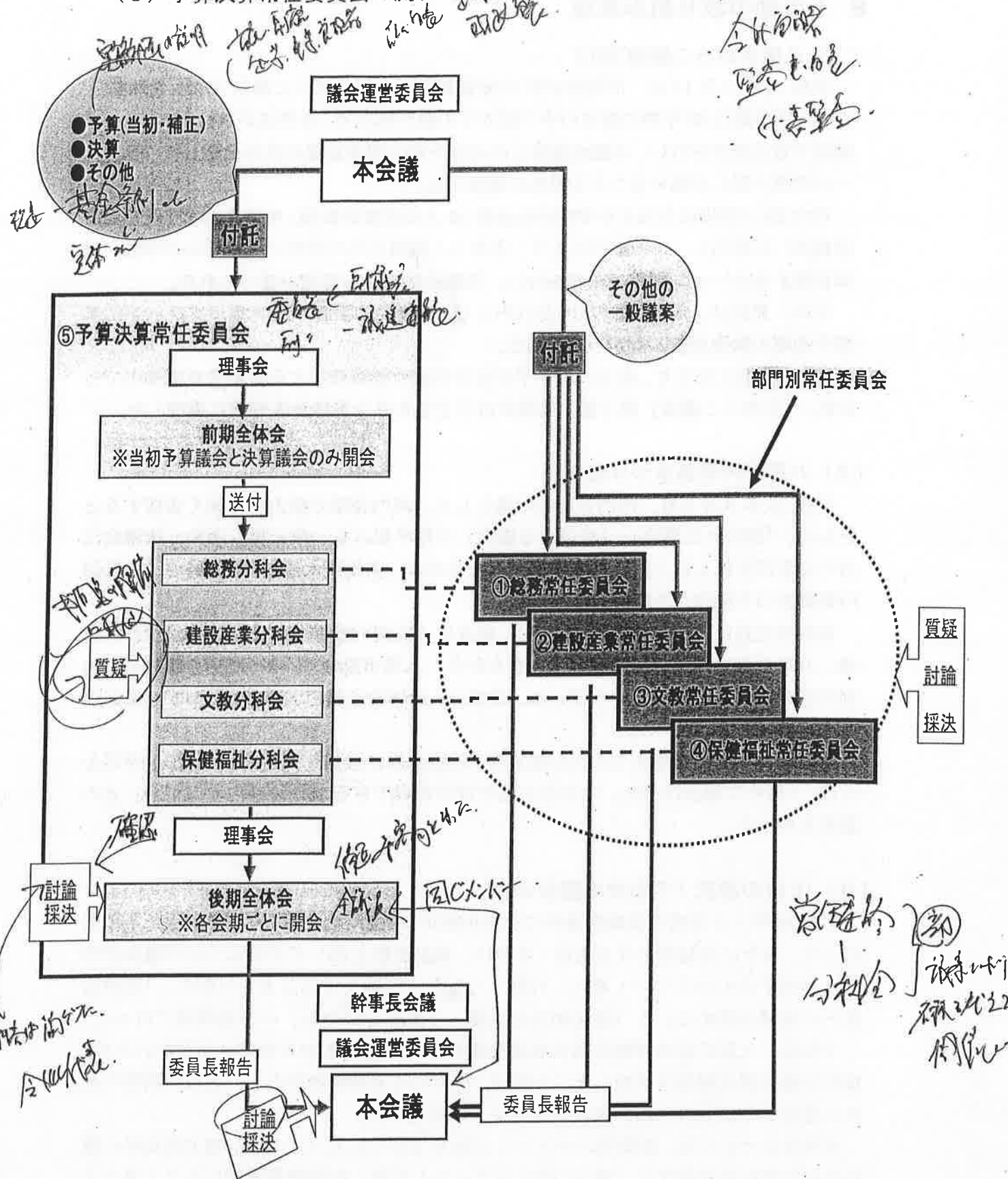
(イ) 各派代表者会議での決定

- ・ 平成25年10月～ 予算決算常任委員会を導入した場合の概要等について事務局から各議員に説明。(会議5回)
- ・ 平成26年4月 予算決算常任委員会の設置を決定。平成27年3月定例会から審査を開始することとなった。
平成26年度の決算審査特別委員会については、予算決算常任委員会の設置に先立ち、議長を除く全議員による分科会方式で審査を行うこととなった。
予算決算常任委員会の申し合わせを決定。

(ウ) 平成26年12月に委員会条例を改正し、予算決算常任委員会を設置した。また、会議規則を改正し協議等の場に、予算決算常任委員会の議事運営について協議する「理事会」を設置。

(3) 予算決算常任委員会の流れ

9月
今月以降
監査も白紙
代表者



8 その他の取り組み事項

(1) 八尾まめっこ議会 2013

平成 25 年 5 月 11 日、市役所本館 10 階議場で「八尾まめっこ議会 2013」を開催した。八尾市議会 65 年間の歴史の中で初めての取り組みで、小学生が市役所本館 10 階議場で意見発表を行い、市議会議員との対話や議会関連施設の見学を通して、市議会への理解と関心を高めることを目的に開催した。

市内 29 小学校のうち 7 小学校から合計 33 人の児童が参加。年長児童を「子ども正副議長」に選出し、この進行により、まめっこ議員たちが学校ごとに『私の学校・地域自慢』をテーマに演壇で発表を行い、市議会議員から感想が述べられた。

なお、発表は、1 校当たり 10 分以内とし、議場内に配置した大型スクリーンに学校や地域の映像を映しながら行われた。

また、開会に当たり、金光八尾中学校高等学校吹奏楽部による演奏会が議場内で行われ、「まめっこ議会」終了後、各議員は子どもたちを市議会各施設に案内した。

(2) 八尾河内音頭まつり議会

平成 25 年 9 月 5 日、河内音頭の本場として、河内音頭の魅力を力強く発信するとともに、「開かれた議会」・「発信する議会」の取り組みを一段と推し進め、市議会に対する市民の親しみと関心を高めることを目的に、市役所本館 10 階議場で「八尾河内音頭まつり議会」を開催した。

参加者全員ははっぴ着用で会議に臨み、議長による河内音頭を交えた挨拶が行われた後、八尾の魅力大使の河内家菊水丸さんから、八尾市議会 65 年の歴史を題材にした河内音頭などを披露していただいた。最後は、参加者全員で大阪締めを行い、盛況のうちに終了した。

傍聴には 100 名を超える市民が集まり、議場全体が笑顔と活気に満ち溢れ、市民からは、「初めて議会に来た。これからも市民が参加できる機会を作ってほしい」との意見もあった。

(3) 18 歳の選択「やお未来議会 2016」

平成 28 年 7 月実施の参議院選挙で選挙年齢が 18 歳以上に引き下げられることに関わって、新たに有権者となる生徒・学生に、選挙制度を通してどのように市議会や市政に参画するのかについて考え、行動してもらおう契機とすることを目的に、「選挙制度への理解を深める」と「議会制民主主義への理解を深める」の二部構成で行った。

1 部は、大阪府選挙管理委員会事務局職員から「選挙を知る授業」が行われた後、模擬市議会議員選挙を実施した。2 部は、市内の 4 高等学校から、八尾市の課題や未来に望むことが発表され、議員がコメント等を行った。

本事業については、新聞等のマスコミに取り上げられるとともに、地方議員等の優れた取り組みを表彰する「第 11 回マニフェスト大賞」の優秀賞候補にもノミネートされた。

(4) 防災・河内音頭まつり議会

平成 28 年 9 月定例会初日の 9 月 1 日が「防災の日」であることに因み、防災について市民とともに考えるとともに、9 月 11 日に開催される夏の一大イベント「八尾河内音頭まつり」の魅力を発信するため、定例会開会に先立ち、「防災河内音頭まつり議会」を開催した。

まず、防災について市民とともに考え、今後の防災・災害対策に活かすため、熊本地震被災地に派遣された市職員から災害支援活動について報告を受けた。

次に、9 月 11 日に開催される夏の一大イベント「八尾河内音頭まつり」の魅力を発信するため、本場河内音頭の実演が行われた。なお、今回は、防災意識啓発事業を同時開催したことに因み、市議会が作詞したオリジナルの「防災河内音頭」の実演も行われた。防災減災にちなんだ河内音頭は、他に類をみない新しい取り組みである。

また、東日本大震災が発生した 3 月 11 日を前に、八尾河内音頭連盟から「防災河内音頭」の音源を録音した CD の寄贈を受けた。

(5) 議場開放事業

市民に身近な市議会の取り組みを一段と進めるため、平成 26 年度と 28 年度に議場開放事業を実施している。各年度における実施内容は下記の通り。

(ア) 平成 27 年 1 月 24 日、市内小学生を対象として、市長部局が主催する「子どものあったらいいな」優秀提案・「八尾のイイところ発見隊」活動発表会の会場に、本会議場を活用してもらった。発表会には議員が出席し、発表した小学生に感想や応援のメッセージを送った。発表会終了後には、小学生やその保護者等に本会議場を見学してもらった。

(イ) 平成 28 年 8 月 9 日、市内小学生を対象として、市長部局が主催する「八尾っ子おしごと体験」の会場に、委員会室と本会議場を活用してもらった。当日は市議会議員も参加し、子どもたちから積極的な質問を受けた。

八尾市議会予算決算常任委員会の申し合わせ

平成 26 年 4 月 21 日
各派代表者会議決定

改正 平成 27 年 2 月 12 日

1 予算決算常任委員会の構成

予算決算常任委員会は議長を除く全議員で構成し、全体会と分科会で審査を行う。なお、議会選出監査委員である委員については、決算審査に当たっては、守秘義務等の監査制度上の制約を理解した上で委員会審査に加わるものとする。

2 正副委員長

予算決算常任委員会の委員長には副議長、副委員長には議会運営委員会委員長を充てる。ただし、副議長と議会運営委員会委員長が同一会派の場合は、副委員長には議会運営委員会副委員長を充てる。

3 分科会の設置

予算決算常任委員会に次の分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる部局に関連する事項を担当するものとする。また、特別委員会が設置された場合は、当該特別委員会に対応する分科会を設置し同特別委員会が所管する事項を担当させることができる。

- (1) 総務分科会 総務常任委員会が所管する部局
- (2) 建設産業分科会 建設産業常任委員会が所管する部局
- (3) 文教分科会 文教常任委員会が所管する部局
- (4) 保健福祉分科会 保健福祉常任委員会が所管する部局

4 分科会の委員

予算決算常任委員会の委員は、八尾市議会委員会条例（昭和 42 年八尾市条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する常任委員会（以下「部門別常任委員会」という。）及び特別委員会に対応する分科会に、それぞれ所属するものとする。ただし、議長においてはこの限りではない。

5 分科会の正副委員長

- (1) 分科会に分科会委員長及び分科会副委員長を置き、それぞれ当該分科会に対応する部門別常任委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
- (2) 分科会委員長は、分科会を招集する。
- (3) 分科会委員長は、議事を整理し、秩序を保持する。
- (4) 分科会副委員長は、分科会委員長に事故があるとき又は欠けたとき、分科会委員長の職務を行う。

6 議長の出席

議長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 105 条（議長の委員

会への出席)の規定によりオブザーバーとして出席し、発言することができる。

7 理事会の設置等

(1) 予算決算常任委員会の運営に関する事項等を協議するため、予算決算常任委員会理事会(以下「理事会」という。)を置く。理事会は、予算決算常任委員会の正副委員長及び各会派幹事長の職にある委員で構成する。

(2) 予算決算常任委員長は、理事会を主宰する。

(3) 理事会は、次に掲げる事項について協議又は調整を行う。

ア 審査の日程に関する事項

イ 付託議案の取扱いに関する事項

ウ 決算審査のための資料請求に関する事項

エ 質疑、討論及び採決の方法に関する事項

オ 前4号に掲げるもののほか、予算決算常任委員会全体会及び分科会の運営に関し必要な事項

(4) 理事会は、委員が欠席する場合は、欠席委員の属する会派の委員を代理出席させることができる。

8 付託議案等の範囲

予算決算常任委員会に付託する議案は、次に掲げる議案とする。

(1) 予算議案(全会計の当初予算及び補正予算)

(2) 決算議案(全会計)

(3) その他、予算又は決算と関連するものとして議会運営委員会の協議により議長が付託を決定したもの

9 審査の一般原則

予算決算常任委員会は、本会議が議案の付託を行った後に「前期全体会」を開会し、「分科会」における詳細審査(質疑)を経て、「後期全体会」で最終審査(討論・採決)を行う。

10 前期全体会の審査

(1) 前期全体会は、当初予算を上程する3月定例会(改選前は除く。)、一般選挙後の6月定例会、及び決算を上程する9月定例会においてのみ開会し、議案を担当する分科会に送付する。

(2) 予算については実施計画等について、決算については決算大綱及び決算審査の報告等について説明を求める。

(3) 第1号に規定のあるもののほか、委員長は、付託議案をその担当する分科会に書面にて送付することができる。この場合、前期全体会は、その書面の送付をもって開会したものとみなす。

11 分科会の審査

(1) 分科会は、予算決算常任委員会が付託を受けた議案のうち、その所

管に属する部分を分担して審査する。

- (2) 分科会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、条例の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。
- (3) 分科会是对应する部門別常任委員会の開催日と同日に開会し、部門別常任委員会閉会后に分科会を開会し審査を行う。
- (4) 当初予算が提案される3月定例会（改選前は除く。）及び決算議案が提案される9月定例会では、それぞれ各分科会ごとに審査日を別途一日設定する。
- (5) 分科会の審査は質疑のみ行い、討論及び採決は行わない。
- (6) 予算議案及び決算議案の審査は、いずれも執行部からの説明を受け、一般会計は各部局別に、特別・企業会計は会計ごとに行う。
- (7) 一般会計は、次のとおり分担する。

ア 歳入全般

総務分科会

イ 歳出

各分科会。ただし、他会計繰出金、諸支出金は総務分科会

ウ 継続費、繰越明許費及び債務負担行為

各分科会

エ 地方債、一時借入金、歳出予算の流用

総務分科会

- (8) 後期全体会への分科会委員長報告は省略する。

12 後期全体会の審査

- (1) 予算決算常任委員会（後期全体会）では、それぞれの分科会における審査を踏まえ、次の方法により討論及び採決を行う。
 - ア 議案に対する討論の有無や表決態度は、各会派単位で、全ての分科会終了後、委員長に報告するものとする。
 - イ 予算決算常任委員会における予算の修正案（予算の組み替え動議を含む。）は、全ての分科会終了後委員長へ提出するものとする。
 - ウ 予算決算常任委員会での討論は簡潔なものとする。

13 委員長報告

予算決算常任委員会の委員長報告は、部門別常任委員会の委員長報告と同様に、表決結果のみを報告するものとする。

14 開催場所

予算決算常任委員会の全体会は議場で、分科会は委員会室で開催する。

15 分科会の傍聴の取扱い

分科会は、公開とする。ただし、分科会の決定により秘密会とすることができる。

16 分科会の会議録

分科会の記録（会議録）は、条例第30条の規定を準用する。

17 その他

この申し合わせに定めるもののほか、予算決算常任委員会の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

予算決算常任委員会設置前の決算審査日程
平成25年9月定例会会期日程 (会期23日間)

月	日	曜日	会 議
9	5	木	本会議 (第1日)
	6	金	本会議 (第2日)
	12	木	保健福祉常任委員会
	13	金	建設産業常任委員会
	18	水	文教常任委員会
	19	木	総務常任委員会
	24	火	意見書調整会議
	25	水	議会運営委員会
	27	金	各派代表者会議
			本会議 (第3日)

決算審査特別委員会の日程

10	30	水	決算審査特別委員会
11	1	金	決算審査特別委員会
	11	月	決算審査特別委員会
	12	火	決算審査特別委員会

平成25年12月定例会の日程 (会期16日間)

12	5	木	本会議 (第1日)
	20	金	本会議 (第3日：議案採決)

→決算審査が終了するのは12月5日 (木)

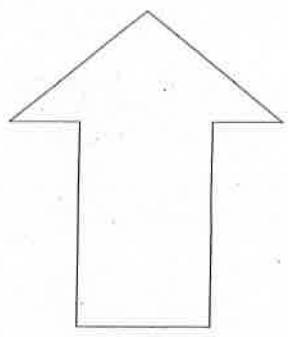
※総掛けが決算関連日程

予算決算常任委員会設置後の決算審査日程
平成27年9月定例会会期日程 (会期51日間)

月	日	曜日	会 議
9	9	水	本会議 (第1日) 59/A
	10	木	本会議 (第2日)
	14	月	文教常任委員会
			予算決算常任委員会 (文教分科会)
	15	火	保健福祉常任委員会
			予算決算常任委員会 (保健福祉分科会)
	16	水	建設産業常任委員会
			予算決算常任委員会 (建設産業分科会)
	18	金	総務常任委員会
			予算決算常任委員会 (総務分科会)
	29	火	予算決算常任委員会理事会
	30	水	予算決算常任委員会 (後期全体会)
10	2	金	意見書調整会議
			幹事長会議
	5	月	議会運営委員会
			各派代表者会議
	6	火	本会議 (第3日)
			予算決算常任委員会 (前期全体会)
	14	水	予算決算常任委員会 (保健福祉分科会)
	15	木	予算決算常任委員会 (建設産業分科会)
	19	月	予算決算常任委員会 (文教分科会)
	20	火	予算決算常任委員会 (総務分科会) 福
	23	金	予算決算常任委員会理事会
	26	月	予算決算常任委員会 (後期全体会)
			議会運営委員会
	27	火	各派代表者会議
	29	木	本会議 (第4日)

→決算審査が終了するのは10月29日 (木)

※本字が予算決算常任委員会設置に伴い新設された会議
※総掛けが決算関連日程



9
下取り
2018
12月20日

建設産業常任委員会次第

平成27年9月16日
第1委員会室

1 開 会

2 審 査

【総務部契約検査課関係】

- (1) 議案第76号「中学校給食配膳室備品等一式買入れの件」
- (2) 議案第77号「八尾市庁舎防災中枢拠点整備工事の工事請負契約締結の件」
議案第78号「八尾市庁舎防災中枢拠点整備に伴う建築工事の工事請負契約締結の件」
<以上2件一括審査>

【水道局関係】

- (1) 議案第79号「損害賠償の額の決定に関する専決処分承認の件」
- (2) 議案第72号「八尾市水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件」

3 閉 会

予算決算常任委員会
建設産業分科会次第

平成27年9月16日
第1委員会室

1 開 会

2 審 査

【水道局関係】

- (1) 議案第74号「平成27年度八尾市水道事業会計第2号補正予算の件」

【土木部関係】

- (1) 議案第75号「平成27年度八尾市公共下水道事業会計第2号補正予算の件」

3 閉 会

建設産業常任委員協議会次第

平成27年9月16日
第1委員会室

1 開 会

2 協 議

【土木部関係】

(1) 報告事項

- ①平成26年度八尾市立南木の本防災公園指定管理者事業報告等について
- ②さくら基金の活性化について
- ③八尾市大字恩智地内ハイキング道の状況について
- ④その他

(2) その他

【水道局関係】

(1) 報告事項

- ①大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討、協議について
- ②八尾市水道ビジョン中期経営計画策定の進捗状況について
- ③損害賠償請求事件について
- ④その他

(2) その他

【建築都市部関係】

(1) 経営状況の報告

- ①八尾シティネット株式会社の経営状況について

(2) 報告事項

- ①八尾市まちなみセンターの指定管理者の事業報告等について
- ②近畿大学建築学部との連携について
- ③曙川南地区の経過について
- ④八尾市営自転車駐車場の指定管理者の事業報告等について
- ⑤その他

(3) その他

【経済環境部・農業委員会関係】

(1) 経営状況の報告

- ①公益財団法人八尾市清協公社の経営状況について
- ②公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターの経営状況について

(2) 報告事項

- ①第38回八尾河内音頭まつり実施報告について
- ②路上喫煙マナー向上推進エリアについて
- ③八尾市立リサイクルセンター学習プラザ指定管理者事業報告等について
- ④下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）の趣旨に基づく合理化の検討及び支援策の実施について
- ⑤その他

(3) その他

3 平成27年度の決算審査について

4 所管事務調査の今後の進め方について

5 閉 会

議会議会が教育と変える



坂野 喜隆 流通経済大学准教授

自治体議会こそが、議会制民主主義すなわち代議制の危機を乗り越えるカギとなるかもしれない。自治体議会は、住民との距離が近いゆえに、さまざまな手段を講じることができるところである。大阪府八尾市議会の主権者教育を取り上げ、その一端を垣間見ることにはしたい。

本年2月、八尾市議会は、「18歳の選択『やお未来議会2016』」(以下、「未来議会」)を実施した。

18歳選挙権

自治体議会こそが、議会制民主主義すなわち代議制の危機を乗り越えるカギとなるかもしれない。自治体議会は、住民との距離が近いゆえに、さまざまな手段を講じることができるところである。大阪府八尾市議会の主権者教育を取り上げ、その一端を垣間見ることにはしたい。

きっかけ、今後の手応え・方向性などについて質疑を行った。最後に、議長名の修了証が参加者全員に授与され、「やお未来議会2016」は閉会した。

3)を開催した。市内7小学校から33人が参加した。同年9月議会開会に先立ち「八尾河内音頭まつり議会」を開催。これは、本市の「魅力大使」である河内家菊水丸氏を招聘し、市議会65年の歩みを題材とした河内音頭などを披露してもらった。いずれも、市民に議場へ足を運んでもらい、議会のことを知ってもらおうという狙いがあった。そのことにより、議会制民主主義を高めていこうという市議会の積極的な戦略が見られる。これらの結果が、未来議会の成功につながったといっても過言ではなからう。住民との距離感が近い自治体議会の面目躍如である。

高校生招き「議会」を主催

市議会が主催、市選挙管理委員会が共催、府選管が協力、市および市・府それぞれの教育委員会が後援となった一大イベントであった。

第1部では、府選管事務局職員が「選挙を知る授業」を行った。模擬市議会議員選挙がなされた。模擬選挙は、生徒・学生が、模擬選挙公報・劇団員が扮する候補者による立会演説を参

考に、候補者に票を投じた。第2部では、市内4高校の生徒が、本市の課題や未来に望むことを発表し、議員がコメントした。「18歳からの提言」。

以上のように、八尾市議会の取り組みは、開放型志向が強い。これにより、議会・議員の自らの活動が経営的なPDCAサイクルののっとなっていかどうか

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立したことにより、今夏の参院選から選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられる。その前に、市議会は市内の高校生、大学生ら

その後、27年の統一地方選時の選挙公報を事前に渡された高校生・大学生が各議員に対し、議員活動の進捗状況や立候補した

23年以降、市議会は、議会改革を推進してきた。殊に、開かれた議会が実践されている。見やすさにこだわった「市議会だより」をリニューアルし、24年6月からは、本会議だけでなく、全ての

が問われることになる。今回は、議員と高校生・大学生との対話の中で、その形が実現している。実際の選挙公報を活用した対話などの試みは、本市議会を自治体における代議制の旗手へと誘う可能性を秘めている。

未来議会は、新たに有権者と

25年5月、市議会は、子ども議

【次回は6月13日付掲載】

(さかの・よしただ)

平成28年5月23日
日本教育新聞

2016

やお

市議会だより

Vol.

284



やお未来議会の様子

3月定例会号

平成28年度 当初予算可決

市議会主催の主権者教育

18歳の選択

「やお未来議会2016」

を開

平成27年度における
所管事務調査の結果
本会議で報告

定例会の概要	2
代表質問	4
個人質問	7
常任委員会・分科会	10
所管事務調査	12
やお未来議会 2016	13
本会議議決結果	14

市議会が主催する主権者教育
18歳の選択「やお未来議会2016」

プログラム

平成28年2月6日(土) 午後2時～
八尾市役所本館10階 議場

◆ 参加校

金光八尾高等学校(生徒5名)、大阪府立八尾高等学校(生徒9名)、
大阪府立八尾翠翔高等学校(生徒5名)、大阪府立山本高等学校(生徒7名)、
大阪経済法科大学(学生10名) ※裏面、配席図参照

◆ タイムスケジュール

オープニングセレモニー 午後2時～

和太鼓グループ「倭-Yamato」プロデュースによる18歳選挙権を応援する和太鼓演奏
演目 「空元気(からげんき)」「日向(ひゅうが)」「阿吽(あうん)」

ごあいさつ

八尾市議会	議長	村松 広昭
八尾市選挙管理委員会	委員長	高田 寛治
八尾市長		田中 誠太

【第1部】選挙を体験する 午後2時20分～

- (1) 選挙を知る授業 大阪府選挙管理委員会事務局 小林 和彦
- (2) 模擬市議会議員選挙 「河内昭和音劇団」団員が市議会議員候補者を演じる模擬投票

休憩

【第2部】議会制民主主義を体験する 午後3時30分～

- (1) 18歳からの提言 各校の生徒から「八尾市の課題や未来に望むこと」の発表
- (2) 生徒と議員の対話
平成27年統一地方選挙時の「選挙公報」を活用し、議員に対して、議員活動の進捗状況や手応えについて生徒から議員に質問する。

◆ 実施体制

主催/八尾市議会 共催/八尾市選挙管理委員会
協力/大阪府選挙管理委員会 後援/八尾市・八尾市教育委員会・大阪府教育委員会



本日の様子は約1週間後、WEB上で配信します

「八尾市議会映像配信」で検索

八尾市議会 映像配信



活動内容報告書兼
 政務活動費支出明細書

会派名： 市民クラブ

	期 間 又 は 月 日	5月 22日 (月) ~ 5月 23日 (火)		
	支 出 先	一般社団法人 日本経営協会・岡崎 豊		
活 動 内 容 等	目 的 ・ 内 容 ・ 結 果 等	平成29年5月22日 (月) 13:00~17:00 // 5月23日 (火) 10:00~16:00 NHK名古屋放送センタービル内教室 名古屋市東区東桜1-13-3 講師 公認会計士・税理士 中澤 政直 氏 NOMA行政管理講座 新基準(統一的な基準)による 新地方公会計財務書類の作成実務 ・財務書類4表 ・連結の概要 ・財務書類等の有効活用 他 ※行政視察を行った場合は、「行政視察報告書」を添付してください。		
支 出 金 額 等	項 目	使途内容の明細, 積算の基礎等	金 額 (円)	
	調 査 研 究 費			
	研 修 費	旅費・受講代 (69,760円+31,320円)	101,080円	
	要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
	会 議 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 公 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 諸 費			
			合 計	101,080円
			領収証書及び支払証明書添付枚数	2 枚
備 考				

※ 枠内に収まらない場合は、別紙に整理し添付してください。

長 長 長 長 長 殿
 課 課 課 課 課
 政 政 政 政 政
 画 画 画 画 画
 計 計 計 計 計
 務 務 務 務 務
 局 局 局 局 局
 企 企 企 企 企
 業 業 業 業 業
 監 監 監 監 監
 査 査 査 査 査
 委 委 委 委 委
 員 員 員 員 員
 事 事 事 事 事
 務 務 務 務 務
 局 局 局 局 局
 長 長 長 長 長
 官 官 官 官 官
 財 財 財 財 財
 企 企 企 企 企
 業 業 業 業 業
 公 公 公 公 公
 監 監 監 監 監
 査 査 査 査 査
 委 委 委 委 委
 員 員 員 員 員
 事 事 事 事 事
 務 務 務 務 務
 局 局 局 局 局
 長 長 長 長 長
 官 官 官 官 官

一般社団法人 日本経営協会
 常務理事・中部本部長 大久保 若穂

〈名古屋地区〉NOMA行政管理講座開催のご案内 [平成29年5月22日(月)～23日(火) 開催]

新基準(統一的な基準)による 新地方公会計財務書類の作成実務

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、地方自治体では基準モデルもしくは総務省方式改訂モデルによる財務書類の作成が進められておりますが、平成27年1月に総務省より「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表されました。平成28年度決算に係る財務書類から、このマニュアルに沿って財務書類の作成を進めていくこととなります。近年、自治体の財政をめぐる状況は大きく変化し、そのような中で、住民の財政への注目度も高まっていることは言うまでもありません。

そこで今回は、「新基準(統一的な基準)におけるポイントを掘り下げて学んでいただくこと」を主眼に置き、簿記・会計の基本も含めて、幅広い方々にご受講いただける標記講座を開催いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬具

記

日 時:平成29年 5月22日(月) 13:00～17:00
 23日(火) 10:00～16:00 (計2日9H)

会 場:NHK名古屋放送センタービル内教室
 講 師:公認会計士・税理士 中澤 政直 氏
 参加料(負担金 1名につき):

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	29,000円	2,320円	31,320円
一般	32,000円	2,560円	34,560円

申込方法:裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。

折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送ります。

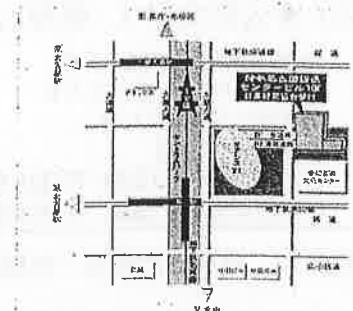
- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡ください。

キャンセル:お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。開催日の3営業日前～前日までのキャンセルは受講料の30%、開催日当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊(ご参考):本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。
 ※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます
 ※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000円～13,000円(15～20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000円～	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ: 一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当:宮津(みやつ)・里見)
 お申込先: 〒461-0005 名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル10F
 TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ホームページ <http://www.noma.or.jp/chubu/>
 ※お問合せは、平日の9:15～17:15にお願いいたします。



【JR-名鉄-近鉄の名古屋駅より】
 地下鉄栄山線(4分)栄駅より徒歩5分
 地下鉄有楽線(5分)久屋大通駅より徒歩5分
 【中部国際空港より】
 名鉄(25分)金山駅(東線)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩5分
 ※地下鉄からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに到着

◇プログラム◇

※本講座の「出張講座」も承っております。お気軽にお問合せください。

第1 公会計制度改革の意義

1. 公会計制度改革の背景
2. 公会計制度改革の意義

第2 公会計制度改革の概要

1. 発生主義・複式簿記
2. 連結会計

第3 簿記・会計の基本

1. 簿記とは
2. 現金主義と発生主義
3. 簿記の基本
4. 会計処理の留意点

第4 財務書類4表

1. 財務書類の種類
 - 貸借対照表
 - 行政コスト計算書
 - 純資産変動計算書
 - 資金収支計算書
 - 財務書類4表の関係
2. 財務書類の概要

第5 財務書類4表の作成

1. 総則
2. 貸借対照表
 - リース資産
 - 資本的支出と修繕費
 - ソフトウェア（無形固定資産）
 - 償却原価法（有価証券）
 - 投資損失引当金 etc.

3. 行政コスト計算書
 - 退職手当引当金繰入額
 - 徴収不能引当金繰入額
 - 資産除売却損
 - 資産売却益 etc.
4. 純資産変動計算書
 - 資産評価差額
 - 無償所管換等 etc.
5. 資金収支計算書
 - 歳計外現金 etc.
6. 注記

第6 連結の概要

1. 連結の概要
 - 連結一巡の手続の流れ
 - 連結の範囲(連結財務書類を構成する会計・団体・法人)
2. 連結特有の処理
 - 相殺消去
 - 開始仕訳

第7 財務書類等の有効活用

1. 財務書類等の活用
 - 財政運営上の目標の設定・方向性の検討
 - 行政評価との連携
 - 固定資産管理への活用
 - 公共施設の経営評価
 - 受益者負担の適正化
 - 債権管理への活用
2. 財務書類の公表

※当日は、電卓をご持参ください
 ※上記プログラム内容は、状況に応じて、変更させていただく場合がございます。ご了承ください。

◆講師紹介◆公認会計士・税理士 中澤 政直 氏

1984年 早稲田大学商学部 卒業
 同年 ブラザー工業株式会社入社
 1993年 監査法人トーマツ入所
 1997年 公認会計士登録
 2006年 監査法人トーマツ退職 税理士登録 中澤会計事務所 開業
 2007年 中小企業診断士登録 合同会社アスト・コンサルティング 設立

監査法人在職時において、東海地方の主要な自治体に対する監査、コンサルティング業務に従事。独立開業後も引き続き地方自治体に対する業務に従事し、延べ400以上の研修・講演の講師を務める。公会計に関しては長年にわたり多数の自治体で財務書類の作成支援を行っている。また、日本公認会計士協会（東海会）公会計委員会委員、地方自治体の包括外部監査人、公立大学の監事など、多数の地方自治体等の公職を務めている。

一般社団法人 日本経営協会・中部本部 行

FAX (052) 952-7418

日本経営協会会員 一般 (該当する方にレ印をつけて下さい)

60007940 「新基準(統一的な基準)による新地方公会計財務書類の作成実務講座」参加申込書

H29/5/22-23

ふりがな 団体名		TEL () -		ご派遣責任者 ご所属・ご役職名
		Fax () -		
所在地	〒			ご氏名
No.	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験年数	印
			年	メールアドレス
			ヵ月	
			年	<通信欄>
			ヵ月	
			年	
			ヵ月	

※御請求書の宛名についてお知らせください【団体名と同じ 異なる(宛名)】

※参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。 ①参加券や請求書の発送などの事務処理

②本講座の運営 ③公開講座など本会事業のご案内、お申込み時点で、趣旨にご同意いただいたものとさせていただきますので、予めご了承ください。なお、上記③がご不要の場合は、右の□欄にチェックしてください。

不要

旅 費 明 細 書

月 日	出発地	経 路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃			船 賃	航空賃	車 賃		食卓料	計			
					営業 換算	運賃	急 行料			計	定額			実費額	日 数	日 当 定額
22	高知 (8:01)		栄 (12:51)	名古屋市	548.6	9,210	6,370				1	3,000	1	14,800		33,380
5		名古屋(用務)		名古屋市							1	3,000	1	14,800		17,800
24	栄 (8:52)		高知 (13:41)		548.6	9,210	6,370				1	3,000				18,580
			()													
			()													
			()													
			()													
			()													
			()													
	支 度 料			合 計	1,097.2	18,420	12,740				3	9,000	2	29,600		69,760
	旅行雑費			計							0					(支給額)

(注) 括弧内には、在勤地の出発(予定)時刻を記載すること。
 ※ 5/23は帰着時刻が午後21時以降となるため後泊とする。

No. 012590

領収書

高知布議会議員

岡崎 豊 様

印紙税法第五条
の非課税文書に
該当するため収入
印紙は貼付せず

¥ 31,320 -

上記 金額正に領収いたしました。

但し5/20-23「新基準(税-白)の基準)による寄付金
に会計財務書類の作成業務、講堂参加料として

入金内訳	
現金	
小切手	
振込	
手形	

平成29年 4月26日



担当者

- 本部事務局 〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
- 関西本部 〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル
- 中部本部 〒461-0005 名古屋市中区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル
- 九州本部 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-6-16 西鉄博多駅前ビル
- 北海道本部 〒060-0003 札幌市中央区北三条西3-1 札幌北三条ビル

- ☎ (03) 3403-1336(代)
- ☎ (06) 6443-6961(代)
- ☎ (052) 957-4726(代)
- ☎ (092) 431-3365(代)
- ☎ (011) 241-7500(代)

NOMA(中部本部)行政管理講座

新基準(統一的な基準)による
新地方公会計財務書類の作成実務

平成29年5月22日(月)13:00~17:00
平成29年5月23日(火)10:00~16:00

講師：公認会計士・税理士

中澤 政直 氏

■講師紹介■

1984年 早稲田大学商学部 卒業
同年 プラザーエ業株式会社入社
1993年 監査法人トーマツ入所
1997年 公認会計士登録
2006年 監査法人トーマツ退職 税理士登録 中澤会計事務所 開業
2007年 中小企業診断士登録 合同会社アスト・コンサルティング 設立

監査法人在職時において、東海地方の主要な自治体に対する監査、コンサルティング業務に従事。独立開業後も引き続き地方自治体に対する業務に従事し、延べ400回以上の研修・講演の講師を務める。公会計に関しては長年にわたり多数の自治体で財務書類の作成支援を行っている。また、日本公認会計士協会(東海会)公会計委員会委員、地方自治体の包括外部監査人、公立大学の監事など、多数の地方自治体等の公職を務めている。

14日 中澤 政直



第1 公会計制度改革の意義

I 公会計制度改革の背景

1 行政の住民に対する責任

行政には、住民に対する責任として、下記の「受託責任」と「説明責任」がある。

住民に対する責任

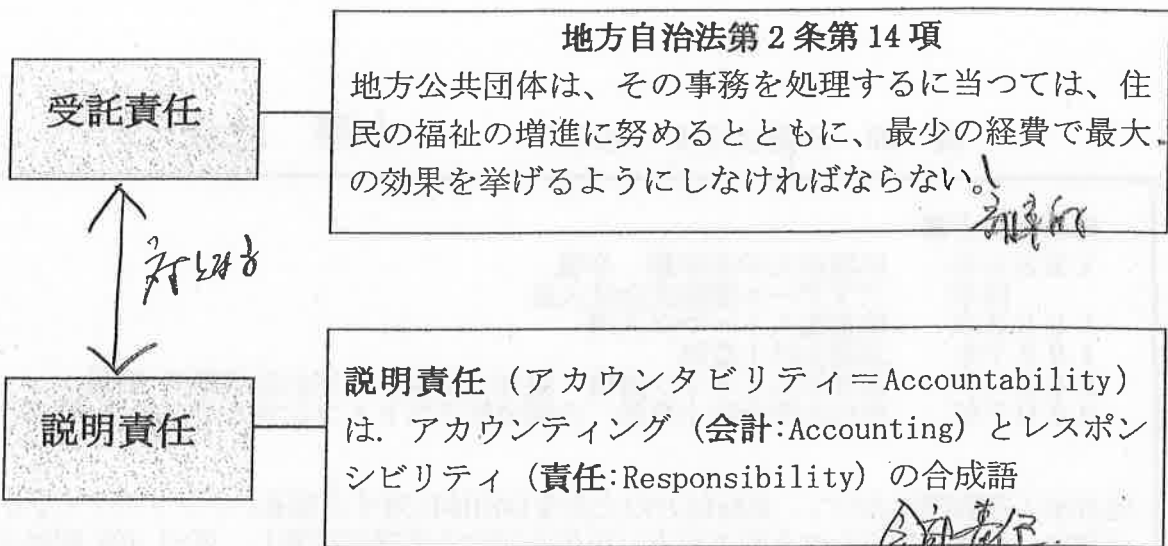
住民に対する責任

- 受託責任

「行政は、住民が納税した税金を効率的に使い、行政サービスを効果的に提供しなければならない。」という責任

- 説明責任

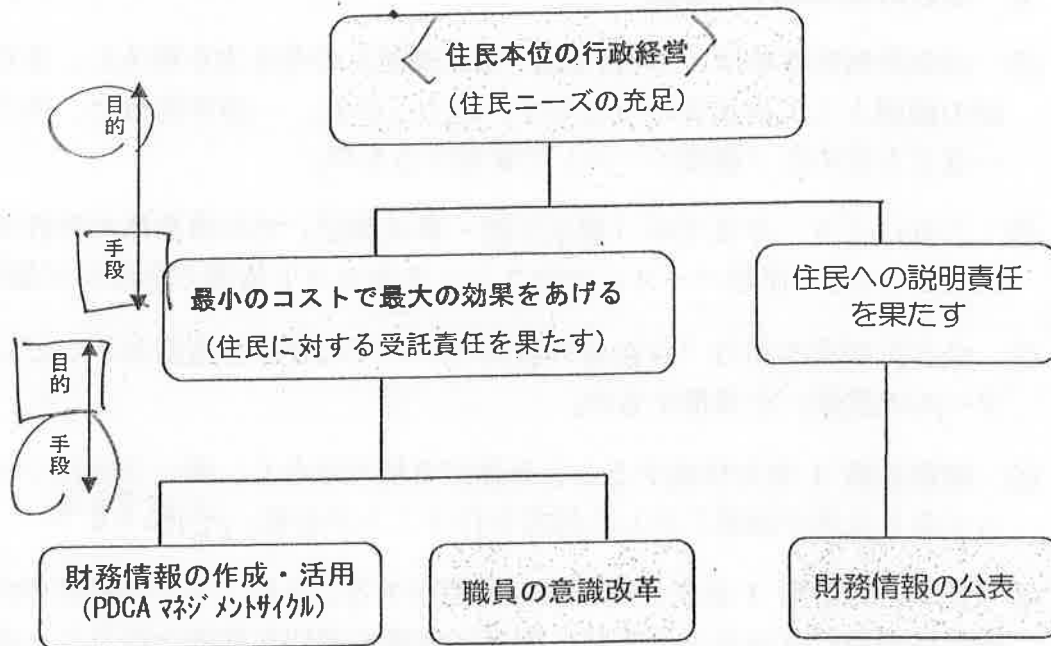
「受託責任を果たしたことを住民に分かりやすく説明しなければならない。」という責任



②-12-5

目的体系

2 住民本位の行政経営に関連する目的体系



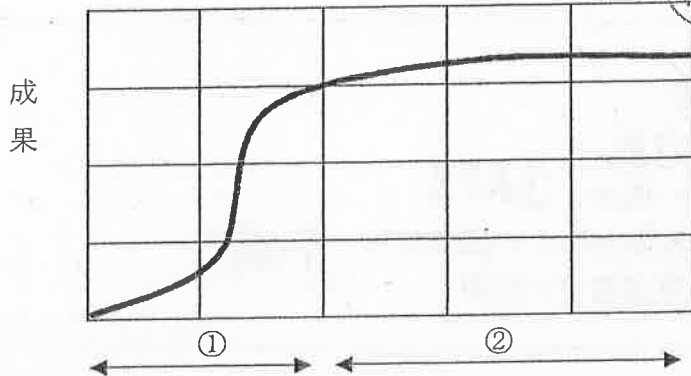
3 職員の意識改革 (コスト意識)

- 事務事業の実施にどれだけのコストがかかっているのか?
→ 効率性の改善はコストの把握から始まる (人件費もコスト)
- コストに見合った行政サービスの提供になっているか

【収穫逡減曲線】

業務・活動に関し、コストと成果との関係は通常、次のような「収穫逡減曲線」で表すことができる。すなわち、コストを増加させれば増加させるほど成果も拡大するが、ある時点からは成果が増加しなくなる。

- ①の範囲ではコストを増加させるほど成果は大きくなる。
- ②の範囲ではコストをいくら増加させても成果は変わらない。



コスト増加
人件費
削減

コスト削減

II 公会計制度改革の意義

- ① 公会計制度改革は、「発生主義・複式簿記」の考え方を導入し、さらに、会計の範囲として自治体のみならず、地方三公社、一部事務組合、第三セクターなども含めた「連結ベース」で管理するもの。
- ② これにより、今までの「現金主義・単式簿記」での自治体の会計では得られなかった、「連結ベース」でのストックやコスト情報の取得が可能になる。
- ③ 公会計制度改革は「自治体の連結ベースでの資産・債務改革などに資するツールの整備」を目指すもの。
- ④ 財務書類 4 表を作成すること自体が目標ではなく、統一されたツールを使って各自治体が創意工夫した経営を行うことが必要。*活用*
- ⑤ この財務書類 4 表を住民に対して開示することにより、透明性の向上や説明責任が履行されるとともに、資産・債務の適切な管理を行うことが可能となる。

公会計制度改革とは、現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記・連結会計などの企業会計手法を導入しようとする取り組みのこと。

従来の会計制度の課題・・・自治体の総合的な財務状況が把握しづらく、内部管理への利用が困難、住民にとって分かりにくい

↓ 下記の目的で自治体の公会計制度改革が進められてきた。

- (1) 資産や債務の管理 *管理*
- (2) 費用の管理 *費用*
- (3) 財務情報の分かりやすい開示 *開示*
- (4) 行政評価・予算編成・決算分析との関係付け
- (5) 議会における予算や決算審議での利用

} *活用*

第2 公会計制度改革の概要

1 公会計制度の新基準（統一的な基準）

P.
②-31

平成28年度決算から、次の財務書類4表を整備することが求められている。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 貸借対照表 (BS) | ② 行政コスト計算書 (PL) |
| ③ 純資産変動計算書 (NW) | ④ 資金収支計算書 (CF) |

2 発生主義・連結会計

(1) 発生主義

発生主義とは会計原則の一つで、「収益や費用を現金の収入や支出に関係なく、その発生した時点で計上しなければならない」とするもの。

収益と費用を現金の受け渡しの時点で認識する会計原則である現金主義に対する概念である。

発生主義では、住民に行政サービスを提供した時点（発生時点）において、それに対応するコストを認識する。

□ 受益と負担との時点的対応

- ・受益（行政サービスを提供）と負担（提供されたサービスに対応するコスト）とを発生時点で対応させる。
 - ・・・たとえば、減価償却や退職手当引当金に対する考え方。

(2) 複式簿記

複式簿記とは、簿記において、単式簿記と異なり、取引の二面性に着眼して、すべての簿記的取引を、資産、負債、純資産、費用又は収益のいずれかに属する勘定科目を用いて借方（左側）と貸方（右側）に同じ金額を記入する仕訳（しわけ）と呼ばれる手法により記録し、貸借平均の原理に基づいて組織的に記録・計算・整理する方法のこと。

「取引の二面性」とは、簿記的取引には原因としての側面と結果としての側面があるということ。

取引には必ずなんらかの原因があり、それにもなって結果が存在しているという規則性がある。複式簿記は、このような取引の規則性に着目して、原因と結果とを同時に把握していこうとする簿記の記帳システム。

例えば、「建物を現金で購入した」という一つの取引についてみると、建物を購入したという原因としての側面と、現金が減少したという結果としての側面がある。

⑨ 複式簿記では一つの取引における取引金額を、取引の原因と結果の観点から借方（左側）と貸方（右側）に振り分け、それぞれ同一金額を記録していくことになるので、最終的に借方（左側）と貸方（右側）の合計額は常に一致することになり、これを「貸借平均の原理」という。*貸借平均*

そしてある一定期間経過した後において、その一定期間内に発生した取引の結果を集計していくと（実際には残高試算表の残高を集計する）、資産や負債の残高が確認でき（これが財産の計算）、また費用収益も把握できる（これが損益の計算）。

複式簿記は単式簿記よりも手順としては複雑になるが、資金の収支に限らず全体的な財産の状態と損益の状態を同時に把握できるという利点がある。

（3） 連結会計

連結財務書類は、連結の範囲となる一般会計等、公営事業会計、地方三公社、第三セクター等の個々の行政サービス実施主体を「一つの行政サービス実施主体」（連結グループ）とみなして作成する。

地方公営企業や第三セクター等も含め、連結グループ全体に目配りをしながら経営することにより、各連結構成団体等の経営状況を的確に把握し、適時に対応をとることができる（自治体の連結経営）。⇒ 住民に対する受託責任を果たす。

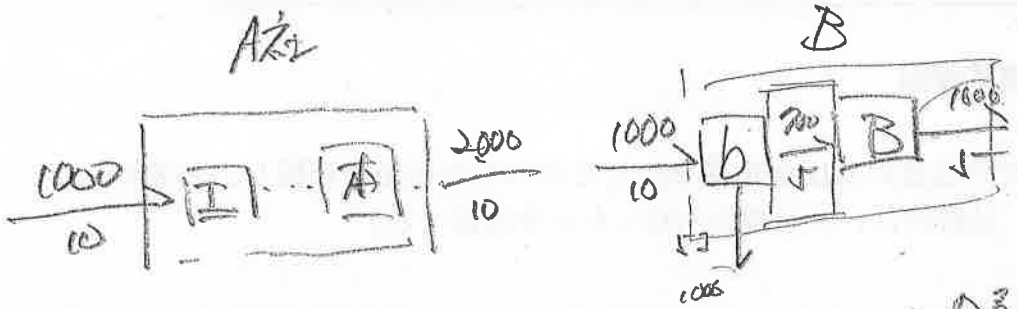
財務書類に一般会計等だけでなく、地方公営企業、第三セクター等を含めることで、自治体の全体像の把握が可能となる。⇒ 住民に対する説明責任を果たす。

一般会計等

- 「一般会計等」という区分は決算統計の「普通会計」とほぼ同じ。

地方自治体の会計のうち、地方公営事業会計（公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計等）以外のものが該当する。

- 決算統計は法律上に規定がないので、健全化法に「普通会計」の概念を取り入れるために、法的に定義された（地方公共団体財政健全化法）第2条第1号）。



A/A
 2000
 1000
 1000

B/A
 1000
 700
 300

B/A/A
 2700
 1700
 1000

B/A/A/A
 2700
 1700
 1000

（注）内訳不明

第3 簿記・会計の基本

I 簿記とは

1 簿記の条件

簿記という名称は、帳簿記入を略したもの・・・『帳簿に記入すること』

ある記入が簿記であるための条件

- 経済活動の記録
- 継続的に記録
- 金額によって記録

2 単式簿記と複式簿記

(1) 単式簿記

「単式簿記」では現金の入出金を基準にしてすべての取引を把握し、お金の増減を記録して、最終的にいくら現金が残ったかを確認する。

(2) 複式簿記

「複式簿記」では、1つの取引について、それを原因と結果の両方から捉え、二面的に記録していくことにより、資産の動きや損益を把握する。このように取引を二面的に分類することを「仕訳」という。

- 例
- ① 父親からお金を150万円借りた
 - ② 100万円の車をキャッシュで買った
 - ③ その車で旅行に行き10万円使った
 - ④ ボーナスで会社から170万円入金があった
 - ⑤ 父親に借入金150万円と利息2万円を返済した

単式簿記

(単位：円)

No.	取引	摘要
①	1,500,000	借入れ収入
②	△1,000,000	車の購入支出
③	△100,000	旅費支出
④	1,700,000	ボーナス収入
⑤	△1,520,000	借入れ返済等支出

複式簿記（仕訳）

（単位：円）

No.	借方	貸方
①	現金 1,500,000	借入金 1,500,000
②	車輛 1,000,000	現金 1,000,000
③	旅費 100,000	現金 100,000
④	現金 1,700,000	賞与収入 1,700,000
⑤	借入金 1,500,000 支払利息 20,000	現金 1,520,000

現金-借入金
現金-賞与収入

II 現金主義と発生主義

1 現金主義

「現金主義」では、現金の収入・支出という事実に基づいて記録する。

2 発生主義

- 発生主義では、住民に行政サービスを提供した時点（発生時点）において、それに対応するコストを認識する。
受益と負担との対応： 受益（行政サービスを提供）と負担（提供されたサービスに対応するコスト）とを発生時点で対応させる。
- 現金主義においては受益時点と負担時点とが異なる。
- 設備の取得コストについては、現在の世代がコストを負担し、それに対する行政サービスを将来の世代が受益することになる。
 （なお、起債により設備を取得した場合は地方債の償還期間における世代がコストを負担することになる。）
- 退職手当については過去の世代が受益した行政サービスに対するコストを、現在の世代が負担することになる。

1) 減価償却費

庁舎や保育所の建物、道路の舗装や橋りょう、庁用車、学校の建物や備品といったもの（企業会計方式でいう「固定資産」）は、使用されるにつれて、**摩滅損耗**する、また時の経過にしたがって**陳腐化**し、その価値が減少する。そして最終的にスクラップとしての処分価値（**残存価額**）しか残らない。この価値の減少分を「**減価償却費**」という。

減価償却費-庫減記
減価償却費-陳腐記

固定資産の減価償却

③ P10-10

① - P2. ~ 2017

年度	x1	x2	x3	x4	x5
既支出額 100	20				
	20				
	20				
	20				
	20	20	20	20	20
現金ベース	100	—	—	—	—
減価償却費	20	20	20	20	20

「固定資産」は、施設運営（行政サービスの提供）に何年にもわたって貢献するものであり、発生主義会計では、これらの「固定資産」の取得に要した資金支出を、取得した年度だけのコストとはしない。

当該固定資産が施設運営に貢献するであろう期間（使用可能な期間：「耐用年数」）に配分し、各年度の配分額をコスト（減価償却費）として認識する。このように「固定資産」の取得コストを「耐用年数」の期間にわたって配分する手続きを「減価償却」という。

2) 退職手当引当金

通常、地方自治体には退職手当条例が定めてあるので、職員が退職すれば、その職員に対して条例に基づき退職手当が支給される。

退職手当は一般的に次の算式により計算される。

$$\text{退職手当（要支給額）} = \text{基準給料月額} \times \text{勤続年数による支給率}$$

退職手当は、職員が退職するまでは当然支払はされないが、すでにその原因となる一定期間の労働は職員から提供されている。したがって、退職手当そのものの支給はまだ先であっても、職員に対して、すでにこれまでの勤続年数に応じた退職手当を支払う義務が生じている。

このように退職手当は職員が提供した労働の対価と考えられ、給料の後払いとしての性格を有している。そして、勤続年数の経過とともに当該職員の在職期間を通じて退職手当の額は増加（発生）していると考えられるので、発生主義会計では勤続年数の経過に伴う要支給額の増加額等を基準にして、各年度にコストとして計上（引当金計上）する必要がある。

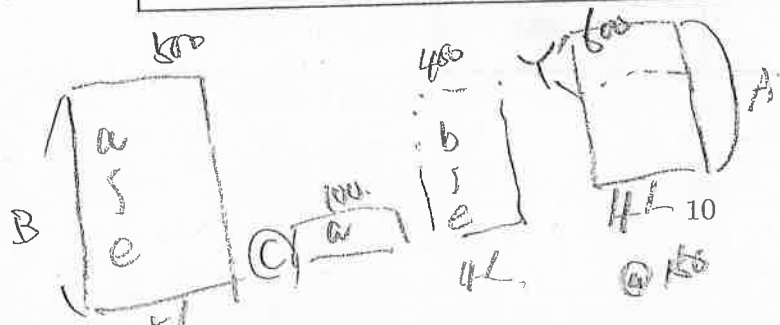
すなわち、下記の算式によりコストを計算する。

$$\text{退職手当引当金繰入額} = \text{当年度の退職手当要支給額} - (\text{前年度の退職手当要支給額} - \text{当年度に支払った退職手当})$$

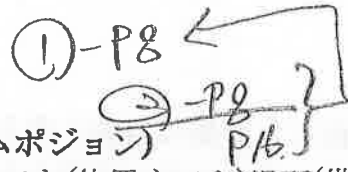
A
B
C

年度	x1	x2	x3	x4	x5
将来支出額 100					20
					20
					20
					20
					20
現金ベース	—	—	—	—	100
退職手当	20	20	20	20	20

- (引当金の要件) 註
- ① 将来の特定の費用または損失
 - ② その発生が当期以前の事象に起因する
 - ③ 発生の可能性が高い
 - ④ その金額を合理的に見積もることができる



Ⅲ 簿記の基本



1. 勘定の本籍(ホームポジション)
ある勘定が本来あるべき(位置すべき)場所(借方か貸方か)を指す。

(1) 資産・負債勘定の本籍

貸借対照表

資 産	負 債
	純 資 産

資 産

増 加 (本 籍)	減 少
--------------	-----

資産勘定に属する勘定科目は、たとえば現金預金、有価証券、未収金、土地などである。

負 債

減 少	増 加 (本 籍)
-----	--------------

負債勘定に属する勘定科目は、たとえば未払金、退職手当引当金、地方債などである。

(2) 損益勘定の本籍

行政コスト計算書 等

費 用 等	収 益 等
-------	-------

収 益 等

減 少	増 加 (発 生) (本 籍)
-----	--------------------

収益等に属する勘定科目は、たとえば使用料及び手数料、資産売却益、税金
 等などである。

費用等

増加(発生) (本籍)	減少
----------------	----

費用等に属する勘定科目は、たとえば職員給与費、維持補修費、減価償却費
 などである。

2 仕訳の具体例

① P6 - P7

仕訳パターンについて具体例を用いて示すと次のようになる。

① 資産の増加と負債の増加

道路の建設(検査確認)

(借) 工作物(インフラ資産) 500 (貸) 未払金 500

② 負債の減少と資産の減少

道路の建設(支払い)

(借) 未払金 500 (貸) 現金預金 500

③ 費用の発生と資産の減少

職員給与支払い

(借) 職員給与費 150 (貸) 現金預金 150

④ 資産の増加と資産の減少

財政調整基金積立て

(借) 財政調整基金 50 (貸) 現金預金 50

⑤ 費用の発生と負債の増加

消耗品の購入

(借) 物件費 20 (貸) 未払金 20

⑥ 資産の増加と収益の発生

公共施設使用料の収入

(借) 現金預金 50 (貸) 使用料及び手数料 50

②-154図

小-154図

借方

貸方

参考 勘定科目の例

<p>資産</p> <ul style="list-style-type: none">・土地・建物・工作物・物品・財政調整基金・有価証券・未収金・現金預金	<p>負債</p> <ul style="list-style-type: none">・地方債・退職手当引当金・未払金
<p>費用等</p> <ul style="list-style-type: none">・職員給与費・物件費・維持補修費・減価償却費・支払利息・補助金等・資産除売却損	<p>収益等</p> <ul style="list-style-type: none">・使用料及び手数料・資産売却益・税収等・国県等補助金

154図

固定資産の取引

IV 会計処理の留意点

1 <有形固定資産> 取得

1) 有形固定資産の取得の処理

有形固定資産の計上基準及び計上額（取得価額）は次のとおり。

(計上基準)

耐用年数が1年以上で、かつ取得価額が相当額以上の資産についてのみ固定資産として計上する。

(取得価額)

有形固定資産を取得したときは、購入代金にその購入のために要する費用（たとえば、仲介手数料など）を加えた金額を取得価額とする。

(取引例)

土地を購入し、代金50,000千円及び仲介手数料2,000千円を普通預金から支払い、登記費用200千円を現金で支払った。

(借) 土地 52,200 (貸) 現金預金 52,200

付加費用

2) 減価償却 償却

建物、工作物、車輛運搬具、備品等は、使用及び時間の経過あるいは経済的陳腐化により、その価値が減少する。

そのため、決算においてこれらの固定資産の価値の減少額を会計上反映させる場合は、減価償却費として行政コスト計算書に計上する必要がある。

減価償却計算方法

<定額法> 每期、同一金額の減価償却額を計上する方法

$$\text{毎期の減価償却額} = \text{取得価額} \times \text{耐用年数に応じた償却率}$$

(取引例)

・建物について決算で500千円の減価償却費を計上した。

(借) 減価償却費 500 (貸) 建物減価償却累計額 500 . . . 間接法

または

(借) 減価償却費 500 (貸) 建物 500 . . . 直接法

① P計
② - P計
③ P計 - 15

3) 資本的支出 補修

固定資産の修理や改良を行う場合に、①固定資産の価値が増加し、または②耐用年数が延長される場合は資本的支出となり、固定資産の帳簿価額が増加することになる。

(取引例)

・機械（物品）について故障個所を補修するために 1,500 千円を普通預金から支出した。

(借) 物 品 1,500 (貸) 現金預金 1,500

4) 有形固定資産の売却・除却の処理

有形固定資産を売却した場合には、売却による収入総額から、売却時の帳簿価額を引いた金額を売却益として行政コスト計算書に計上する。

一方、固定資産を使用しなくなったこと等により除却する場合には、その帳簿価額を行政コスト計算書に除売却損として計上する。

(取引例)

② P27-184, A0

・所有していた帳簿価額 100,000 千円の土地を 160,000 千円で売却した。代金は引渡しと同時に普通預金に振り込まれた。

(借) 現金預金 160,000 (貸) 土 地 100,000
(貸) 資産売却益 60,000

② P68
P.65~

① 帳簿価額 500 千円の備品（物品）が壊れたため廃棄した。

(借) 資産除売却損 500 (貸) 物 品 500

固定資産の除却

2 退職手当引当金

1) 退職手当引当金の設定

退職手当引当金は、法人が将来その従業員等が退職した場合に発生することとなる退職金の支払いに備えて、あらかじめ退職手当規程等にもとづく退職金の支給見込額を負債として計上した場合に設けられる引当金である。

2) 退職手当引当金の繰入れ・取崩し

当該事業年度における退職手当引当金の繰入高は行政コスト計算書に計上され、退職手当引当金残高は、貸借対照表の固定負債に計上される。

(取引例)

・当期の決算において退職手当引当金 700 千円を繰り入れた。

(借) 退職手当引当金繰入額 700 (貸) 退職手当引当金 700

・翌期において退職する者に対して退職金 200 千円を現金で支給した。

(借) 退職手当引当金 200 (貸) 現金預金 200

② P69-6

② P33-33

第4 財務書類4表

I 財務書類の種類

1 貸借対照表

貸借対照表は、今までに地方自治体で整備してきた道路、公園、学校など地方自治体の保有する財産の状況や地方債の現在高などの財政情報をよりわかりやすく提供するため、一定の時点において保有する資産の状況や、将来負担することとなっている負債の状況を、ストック（保有）情報として総括的に表す財務書類である。

2 行政コスト計算書

地方自治体の行政活動は、将来の世代も利用できる資産の形成だけではなく、人的サービスや給付サービスなどの行政サービスが大きな比重を占めている。

行政コスト計算書は、1年間に実施された行政活動の状況をコスト（資源の消費）という側面から把握するものといえる。そして、行政サービスに要したコストを収入と対照表示するための一覧表で、行政コストの分析を行うことで、地方自治体全般の活動状況をわかりやすく説明する財務書類である。

3 純資産変動計算書

行政コスト計算書では、その目的がコスト計算であることから、民間企業の損益計算書の売上高にあたる部分には手数料や利用料などしか反映されていない。そこで、税金等の財源を純資産変動計算書に財源の増加として記載し、「純資産の部」の計算に含めている。

純資産変動計算書は、貸借対照表の「純資産の部」に関して、その各項目の期首（年度当初）からの変動履歴を表す財務書類である。

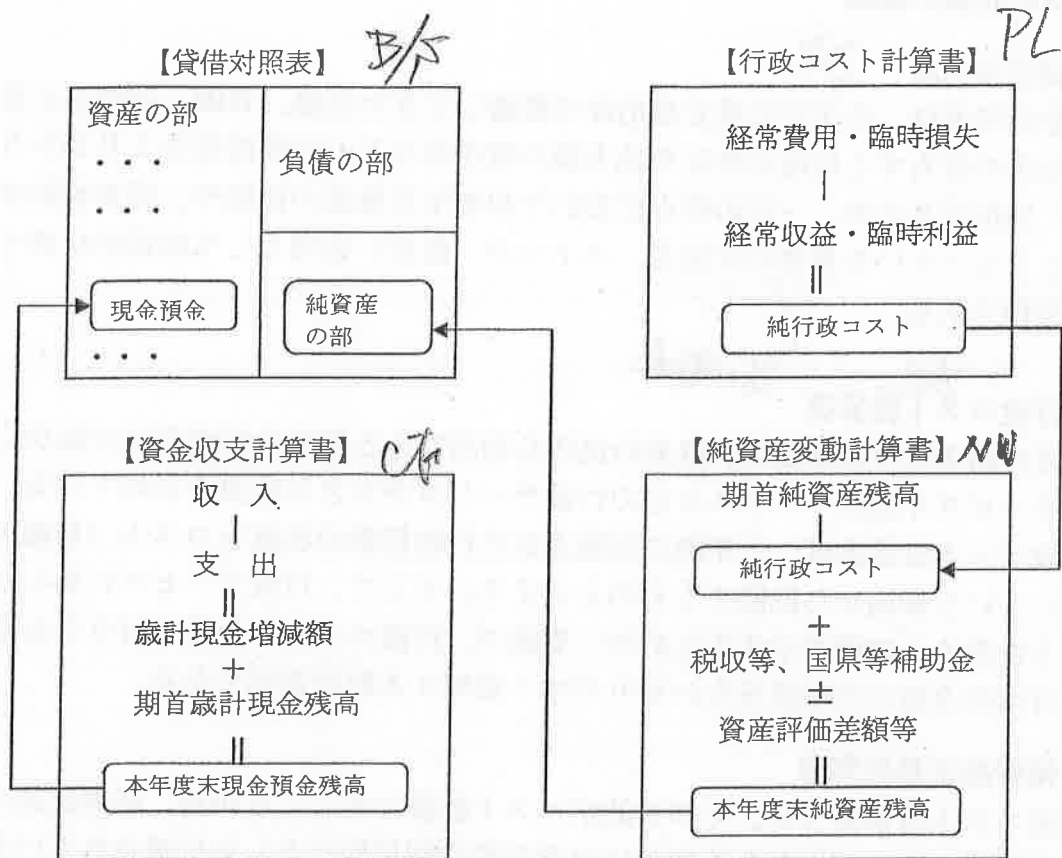
4 資金収支計算書

資金収支計算書は、歳出・歳入をその性質に応じて大きく業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の3つに区分し、1年間に実施された行政活動の状況を資金の収支という側面から把握する財務書類である。投資活動収支、財務活動収支の状況がどのようになっているのか、また、この2つの収支以外の部分として把握される業務活動収支がどのような状況になっているのかを示して、資金の流れを表す。

貸借対照表

5 財務書類4表の関係

財務書類4表の相互の関係は次のとおり。



貸借対照表の「純資産の部」の変動状況を表したものが、純資産変動計算書である。

純資産変動計算書における純資産の変動要因の主なものが「純行政コスト」と「財源」（税金等・国県補助金等）である。そのうち「純行政コスト」の明細を示すものが行政コスト計算書となる。

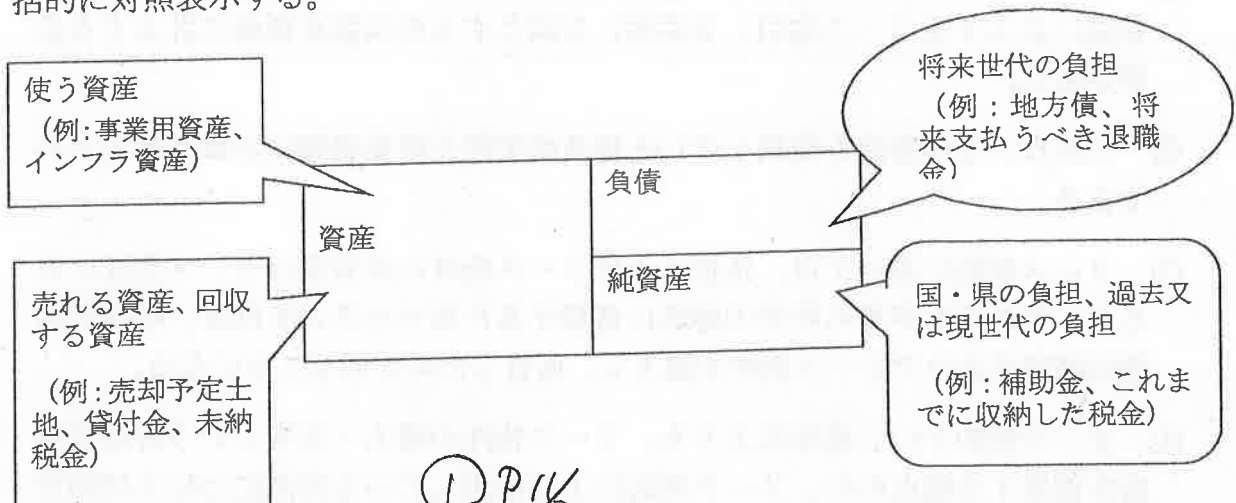
資金収支計算書は、資金の動きを表す計算書であるので、「本年度末現金預金残高」は、貸借対照表の「現金預金」と一致する。

II 財務書類の概要

・・・参考資料を参照

(1) 貸借対照表

貸借対照表では、自治体が行政サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総合的に対照表示する。



資産 : ①自治体が行政サービスを提供するために使用するもの

②将来、自治体に資金流入をもたらすもの

負債 : 将来、支払い義務の履行により自治体から資金流出をもたらすもの

純資産 : 資産と負債の差額

(2) 行政コスト計算書

(3) 純資産変動計算書

(4) 資金収支計算書

第5 財務書類4表の作成

1. 総則

2. 貸借対照表

(1) リース資産

③ 94 - 24 ~ 30

- ① リース契約により使用している資産について、一定の要件（下記の「固定資産に計上するリース取引」を参照）を満たすものは固定資産に計上する必要がある。
- ② これは、その資産を使用している経済的実態を財務書類に反映させるためである。
- ③ リース契約においては、法形式上はリース物件の所有権はリース会社にあるが、その所有が専ら特定の顧客に賃貸するためであるとすれば、経済的実態は顧客が自分でリース物件を購入し、所有したのと同じことになる。
- ④ そこで契約という法形式よりも、リース物件の購入・所有という経済的実態を重視する観点から、リース契約により使用している資産については固定資産に計上することになっている。

【固定資産に計上するリース取引】

下記のようなリース取引は「所有権移転リース取引」となり、固定資産への計上が必要。ただし、「重要性の基準」に当てはまるものは固定資産に計上しなくてもよい（通常の賃貸借処理でよい）。

③ P5-27

(所有権移転リース取引)

所有権移転

- ① リース期間終了後またはリース期間の途中でリース物件の所有権が借手に移転するもの。
- ② 借手に対して、リース期間終了後またはリース期間の途中で、著しく有利な価額で買い取る権利（割安購入選択権）が与えられているもの。
- ③ 借手の用途等に合わせて特別の仕様により製作または建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再びリースまたは売却することが困難なもの。

229 ← 12

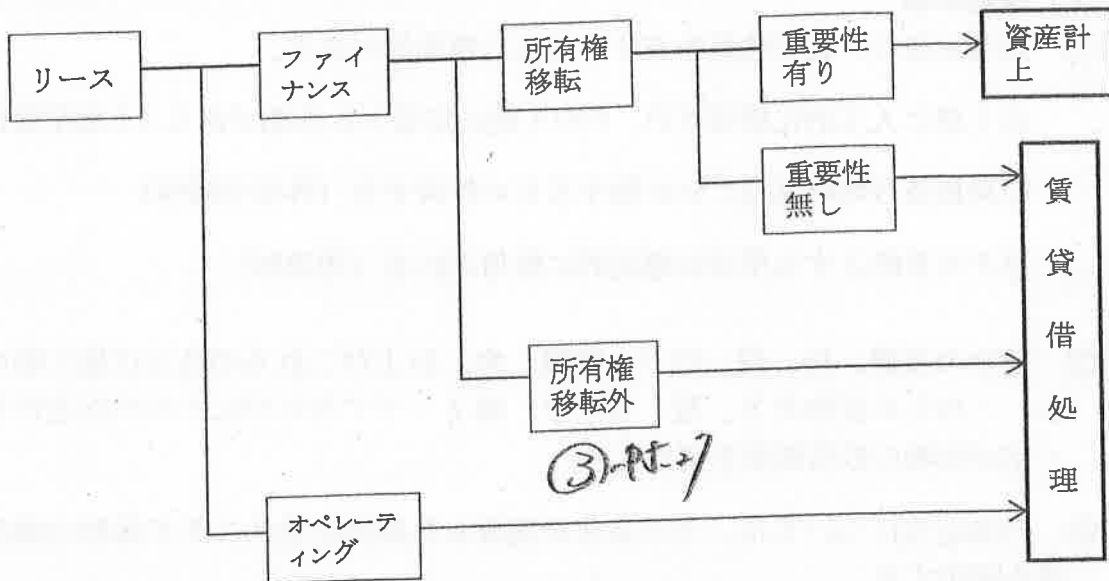
③ P25-26

【重要性の基準】

- ① 1物件が50万円未満のリース取引(リース契約が複数の物件から構成されている場合は、1物件ごとに判断する)
- ② リース期間が1年以内のリース取引
- ③ 1契約のリース料総額が300万円以下のリース取引

合計

【資産計上するリース取引】



③-PT-7

③-PG-7
*備付金
 減価償却*

(2) 固定資産勘定の留意点

1) 土地

③ p 8 - 39

- ① 土地の取得価額には、土地そのものの購入代金のほか、測量、地盛り、地ならし、埋立て、切土、防壁の工事、その他の土地の造成または改良のために要した費用の額は、原則として、その土地の取得価額に算入する。

2) 建物

③ p 7 - 16

建物は、建物本体と建物附属設備から構成される。

ア) 建物本体

- ① 建物本体は、次の性質を有する独立の構築物である。
- a) 土地に人工的に構築され、その土地に定着した状態である (土地定着性)
 - b) 屋根及び周壁又はこれに類するものを有する (外気分断性)
 - c) その目的とする用途に継続的に使用される (用途性)
- ② 建物の基礎、柱、壁、はり、階段、窓、およびこれらの仕上げ施工物のほか、これらの従物たる、畳、ふすま、障子・ドアならびにその内部造作物の一切が建物の取得価額を構成する。
- ③ 内部造作については、その造作を施設した建物に含めてその建物の耐用年数を適用する。

※ 「土地に定着した状態」とは、当該物体が土地と一体のものとして構築されている状態又は大規模な基礎工事により土地に定着している状態であり、当該物体の土地からの分離が当該物体に重大な損傷を与え、又は当該物体の固有の使用を不可能にする程度に土地に定着している状態である。

イ) 建物附属設備

- ① 当該建物の便益のために付加された造作物、建物に付加された独立した物で建物からの分離がその重大な損傷を伴う程度に密接に結合された物及び法令等により備え付けが義務づけられた建物に不可欠なものをいう。
- ② 具体的には、電気設備 (配電、照明等に係わる設備)、給排水設備、ガス設備、空調設備 (冷暖房、ボイラー等)、昇降機設備などがある。

③ p 8-39

3) 工作物

土地に人工的に構築され、その土地に定着した状態で一定の目的に継続的に使用される物体で、建物以外のものをいう。

(道路)

工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含める。

(参考) 減価償却資産の耐用年数表

(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)

最終改正：平成二四年一月二五日財務省令第一〇号

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	13
		その他のもの	15
	昇降機設備	エレベーター	17
		エスカレーター	15
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
	エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	店用簡易装備		3
	可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18
その他のもの		10	

(3) 付随費用

固定資産の取得価額は次の①～③の合計。このうち、②、③が付随費用。

- ① 資産の取得に係る直接的な対価
 ・・・購入代金
- ② 資産の購入のために要した費用の額
 ・・・荷役費、運賃、運送保険料、購入手数料、関税など
- ③ 資産を事業の用に供するために直接要した費用の額
 ・・・検収費、据付費、整備費、試運転費など

例えば、建物付土地を購入して、その建物を取り壊す場合、その取り壊し費用は土地の取得価額に含まれる。取得した土地を使える状態にするための費用だから。

(例) 車両（自動車）の購入

自動車を購入する際には様々な支出が生じる。これら諸支出は固定資産の取得価額に含めるものと、取得価額に含めずに費用処理するものとに区分する必要がある。

項 目	判断	項 目	判断
(車体)		(法定費用)	
①車体本体	○	⑦検査登録法定費用	△
②販売店特別装備	○	⑧車庫証明法定費用	△
(税・保険料)		(代行料・その他)	
③自動車税	—	⑨検査登録代行費用	△
④自動車取得税	△	⑩車庫証明代行費用	△
⑤自動車重量税	—	⑪納車費用	○
⑥自賠償保険	—		

凡例 ○：取得価額に含める △：法人の任意 —：取得価額に含めない

Handwritten signature